

【 2022 年 6 月号（第 6 号） 】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

「チャイナビジネスマンスリー」の第 6 号をお届け致します。本号では中国のデジタル化、情報化に係る政策動向を採り上げます。続いて 2022 年 5 月に日本で成立した経済安全保障推進法について、及び 2022 年 4 月に出された輸出管理条例案（パブリックコメント案）及び知的財産権に関する直近の動向についてご紹介いたします。

この「チャイナビジネスマンスリー」では、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. チャイナビジネスにおける直近のトピックス | P1 |
| 2. エグゼクティブサマリー（以下 4 つのトピックス毎の要約 1 枚版） | P2 |
| 3. 中国のデジタル経済政策の強化動向と将来展望について | P6 |
| 4. 中国の輸出規制の立法動向及び日系企業のコンプライアンス対応について | P15 |
| 5. 近年の経済安全保障法制について | P24 |
| 6. 「民法典」時代の中国における知的財産権に対する民事上の保護について | P34 |

発行日：2022 年 6 月 3 日

2022 年 6 月

＜チャイナビジネスにおける直近のトピックス＞

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は先月号までに取り上げたトピックス ・紫字は今後注目したいトピック

	【外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療 ・教育（学習塾） ・法治化 ・収賄罪対応 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序 ・RCEP/CPTPP ・デジタル人民元 ・コロナ対策 ・電力問題 ・標準化 ・人口・高齢化（戸籍制度） ・米国上場/香港上場 ・資本市場 ・三農対応 ・長三角一体化 ・海南自由貿易区 ・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池 ・大湾区（GBA） ・越境EC ・中小零細企業支援		
集団学習※1	国際発信の強化・改善（第30回2021/5） 共産党の伝統（第31回2021/6）	第14次五ヶ年計画重点事項（第27回2021/1） エコロジー文明（第29回2021/4） バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） デジタル経済（第34回2021/10）	社会保障（第28回2021/2） 法治体制（第35回2021/12） カーボンニュートラル（第36回2022/1） 中国の人権（第37回2022/2）
パブコメ※2		会社法（2021/12/24～1/22） 国内企業の海外での証券発行・上場に関する秘密保持と文書管理に関する規定（2022/4/2～4/7） 金融安定法（22/4/7～5/6） 先物・証券業におけるサイバーセキュリティ管理弁法（22/5/3-5/29） 外商投資奨励産業目録(2022年版)（22/5/12-6/12）	工業と情報化分野データ安全管理弁法(試行)（2022/2/10～2/21） 食糧品質安全監督管理弁法(2022/2/14～3/15) モバイルスマート端末アプリのプロビジョニングの一層規範化に関する意見（2022/2/16～3/3） 未成年者インターネット保護条例（2022/3/14～4/13）
主な公表済政策等	陸地国境法（2021/10/23） 党百年の重大な成果と歴史的経験（2021/11/11） 政府活動報告（2022/3/5）	第14次五ヶ年デジタルエコノミー発展計画（2022/1/12） 国内取引と貿易の事業環境の一体化（2022/1/19） 27都市と地区において越境EC総合試験区の設立（2022/2/8） 新業態・新モデル貿易の発展促進（2022/3/17） 市場参入ネガティブリスト2022年版（2022/3/25） 全国統一大市場の建設加速（2022/4/10） 米国産輸入品追加関税の適用除外延期(2022/4/14) コロナ対策と経済社会発展のための23項目の金融サービス措置（2022/4/18） 先物とデリバティブ法（2022/4/20） 企業コスト削減の重点施策（2022/4/29） 内外貿易一体化に関する通知（2022/5/9）	ネットワーク安全審査弁法（2022/1/4） 消費促進に係る十つの措置（2022/1/16） プラットフォーム経済の持続可能な発展（2022/1/18） 行政許可事項のリスト管理（2022/1/30） 「14.5」老齢事業の発展と養老サービス体制の計画（2022/2/21） 知的財産の高品質的発展の推進（2022/3/16） 水素エネルギー産業中長期発展計画（2022/3/23） 社会信用体制の構築の推進（2022/3/29） コロナ対策下での物流の保障（2022/4/11） 個人養老保険制度（22/4/21） 消費促進に関する国務院の意見（2022/4/25） 県域を中心とする都市化の開発建設（2022/5/6）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2021/11以降)

<エグゼクティブ サマリー> 中国のデジタル経済政策の 強化動向と将来展望

MIZUHO

みずほ銀行
中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

1. 中国のデジタルエコノミーは 2021 年には 14.9%と高成長を維持しており、GDP に占める比率も初めて 40%を超える規模に拡大すると予測されている。
2. 世界的に重要視され、競争が激しい分野として、中国政府はデジタル経済の促進につながるデジタル化・情報化の政策強化を続けており、第 14 次 5 か年計画においても更なる政策目標を掲げており、特に「デジタル経済発展計画」と「国家情報化計画」において新五か年計画の数値目標と実施事業を打ち出している。
3. 中国政府の認識として、産業のデジタル化（電子商取引、プラットフォーム等）が大きく発展しているのに対して、デジタルの産業化（電子製造、基礎電信等）が遅れており、政府も政策目標の中でも特にこの基礎部分に関する発展促進を強く強調している。
4. 5か年計画においても、対外開放の継続と外国企業との協業重視を掲げており、今後デジタルイノベーションやトランスフォーメーションの分野において中国企業との協業拡大が期待される。
5. 今年 2 月には「東数西算」プロジェクトが立ち上げられ、新型のインフラ投資の重要な事業として注目され、今後、地域格差の是正とカーボンニュートラルの促進効果も期待される。
6. コロナ感染の拡大や地政学リスクなどの影響があるが、中国のデジタルエコノミーは戦略的新興産業の重要分野であるだけに政府の強化策もさることながら、今後も大きく成長する潜在性が高い市場であり、投資機会も多く望まれるであろう。

以上

（P6～本文所要時間約 9 分）

<エグゼクティブ サマリー>
中国の輸出規制の立法動向
及び日系企業のコンプライアンス対応について

MIZUHO

King & Wood Mallesons
金杜法律事務所
中国弁護士 陳天華
中国弁護士 崔文英

1. 近年、世界各国・地域において経済安全保障をめぐる法整備及び体制強化が進められており、とりわけ米中両国間の経済制裁と反制裁をめぐる立法及び行政措置は、両国の企業に影響を及ぼすだけでなく、日本をはじめ米国・中国と緊密な経済協力関係のある国々も板挟み状態に陥らせ、経済界を困惑させている。本稿はこのような背景の下、中国の直近の輸出規制に関する立法状況と実務上対応策について論ずるものである。
2. 中国には、過去に統一的な輸出規制がなかったが、2020年12月1日に「輸出管理法」が施行されて以降、政府による輸出規制が一気に加速し、今年4月22日には「両用品目輸出管理条例」のパブリックコメント案が国務院商務部より公布され、意見募集が行われた。
3. 両用品目条例案は輸出管理法に基づき、輸出規制の対象品目、対象行為、輸出許可、リスク等級評価、処罰などを定めている。
4. 中国企業と貿易する際、規制品目の該当、貿易の形態、最終需要者とその所在国についての確認が必要。また、中国の取引先企業に関する調査を可能な限り行い、懸念があるとき、保証条項を取引契約に盛り込むことが考えられる。なお、マクロの観点から、代替品の輸入、対中輸入比率の低減、生産拠点の分散といった長期的な対策を検討することも求められる。
5. 日本企業の中国拠点が、中国企業間の技術提携、海外親会社への開発技術のライセンス、第三国との取引などに関連して規制品目を取り扱うことがあると輸出規制の対象となる可能性があり、このとき、既存の規制環境においていかに取引自由の最大化を図るかがポイントとなる。これに関して重要なのは、中国拠点自体の輸出規制に関するコンプライアンス体制の強化である。

以上
(P15～本文所要時間約 5 分)

<エグゼクティブ サマリー>

近年の経済安全保障法制について

MIZUHO

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 射手矢 好雄
弁護士 松本 拓
弁護士 武士俣 隆介

1. 日本において 2022 年 5 月 11 日に成立したいわゆる経済安全保障推進法について、以下 4 つの柱から解説。第 2、第 4 の柱では、「守り」の対応（法令遵守）、第 1、第 3 の柱では、「攻め」（支援の活用）の対応の検討が求められる。
 - (1) 重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化
経済安全保障の要請上安定供給の確保が必要となる物資およびその原材料等（半導体、レアアースを含む重要鉱物、大容量電池、医薬品等）について国からの支援（補助金や融資、情報照会や相談業務）を実施
 - (2) 基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保
基幹インフラ内の重要設備に対して、外部からハッキング等の妨害行為が行われることを防止するために、基幹インフラへの重要設備の導入・維持管理等の委託について事前審査制度を導入
 - (3) 官民で先端的な重要技術を育成・支援する仕組み
先端技術（宇宙・海洋・量子・AI・バイオ等）について、国からの支援および官民の協働の枠組みを導入
 - (4) 特許出願の非公開化等による機微な発明の流出防止
国民の安全を損なうおそれの大きい発明に係る特許出願につき、特許手続を通して当該発明に係る情報が流出することを防止するために、①出願公開の留保、②情報保全措置を講じる制度を導入
2. 中国における国家安全の概念は非常に広い。「総体的国家安全観」と言われ、国家主権や軍事の安全だけでなく、経済の安全や、文化・社会等の安全も含む概念である。言い換えれば、経済安全保障だけを取り上げるのではなく、全般的な国家安全の一つの領域として経済安全保障が考えられている。
3. 経済安全保障推進法に対応するために、まずは、自社の事業活動が経済安全保障推進法の適用対象に当たるかどうかを見極め、該当する場合には、経済安全保障推進法が規定する所定の手続をとるかどうかを検討する必要がある

以上

(P24～本文所要時間約 7 分)

<エグゼクティブ サマリー>
「民法典」時代の中国における知的財産権
に対する民事上の保護について

MIZUHO

中国方達法律事務所
中国弁護士 胡 震遠
中国弁護士 金 曉特

1. 2008年に、中国は、「国家知的財産権戦略綱要」を公布し、知的財産権保護強化に本腰を入れる姿勢を見せた。その後も、法令整備や機構改革を含め、様々の取り組みがなされている。
2. 2021年1月1日施行された「民法典」は、法典として知的財産権の定義を統一し、地理的表示及び営業秘密も知的財産権の範疇に入ることを初めて明確にした。また、知的財産権侵害賠償について、初めて懲罰的賠償に関する統一規則をも導入した。
3. 「民法典」公布以降、知的財産権に関する「著作権法」、「特許法」等の各法律や司法解釈等も更新し続けており、民事、刑事、行政の各方面に及んでいる。
4. 知的財産権事件は、往々にして事実が複雑であるのに加えて、知的財産権の無形性や侵害行為の隠蔽性と相まって、一般の民事上の侵害事件よりも権利保護が難しいが、「民法典」時代では、裁判機構と証拠規則の整備、仮処分の適用等一連の手続面及び法改正等による知的財産権保護の強化の実体面での努力により、かかる状況が積極的に改善された。
5. 「民法典」時代では、知的財産権保護強化の多面的な努力につれ、知的財産権者による中国での権利擁護活動は一層の便利と保障を得ることができよう。

以上

(P34～本文所要時間約 5 分)

中国のデジタル経済政策の強化動向と将来展望

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

Tel : 03-5220-8729

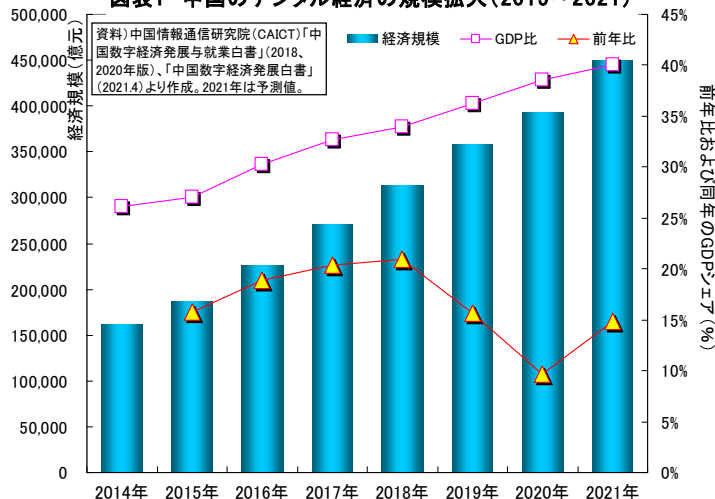
1. はじめに

第4次産業革命の進行に伴う ICT 技術の発展と ESG に向けた世界的な取り組みの進展が見られるなかで、中国におけるデジタルエコノミーの成長が加速しており、中国経済の高度化転換に重要なエンジンになっている。図表1のように、中国のデジタルエコノミーは堅調な成長を見せており、コロナウイルスの影響があった2020年にも経済成長を大きく上回った10%近くの成長を保っており、21年には14.9%の高成長を成し遂げ、中国GDPに占める比率も初めて40%を超えると予測されている。

世界的にも重要視され、米欧日中などで激しく競争しているデジタルエコノミーの発展に対して中国国政府もかなり早い時期から強化促進策を展開してきた(図表2)。政策は主に第13次5か年計画(2016~2020)の直前から展開され始め、新5か年計画(第14次5か年計画=2021~2025)に接続されている。この間に見られた中国デジタルエコノミーの高成長は中国政府の促進支援策と大きく関連があると言える。それを踏まえて新5か年計画期のデジタルエコノミーの促進強化策も昨年以來相次いで打ち出しており、コロナ感染拡大の中で経済のスローダウンを食い止める重要な経済政策としても期待されている側面も強まっている。

本稿は、米中貿易摩擦の激化や地政学的不安定状況が続く中で策定実施された中国のデジタル化・情報化の主な発展計画を紹介し、中国のデジタルエコノミーの発展成果と主な政策課題を概観したうえで、新5か年計画の政策による市場効果や産業発展への影響を展望する。

図表1 中国のデジタル経済の規模拡大(2015~2021)



図表2 中国のデジタル経済発展促進政策の展開動向

No.	公布機関	公布年月	政策名称
1	国務院	2015年5月	電子政務の協調発展の促進に関する国務院の指導意見
2	商務部	2015年5月	“インターネット+流通”行動計画
3	国務院	2015年5月	中国製造2025
4	国務院	2015年6月	“インターネット+”アクション指導意見
5	国務院	2015年8月	ビッグデータ発展促進の行動綱要
6	教育部	2016年6月	教育情報化第十一次5か年計画
7	国務院	2016年6月	健康医療ビッグデータの応用発展促進と規範化に関する指導意見
8	国務院	2016年7月	国家情報化発展戦略綱要
9	工信部	2016年12月	智能製造発展計画(2016~2020)
10	工信部	2017年1月	ビッグデータ産業発展計画(2016~2020)
11	国務院	2017年7月	次世代人工知能中長期発展計画
12	国務院	2017年5月	政務情報系統整合共有実施方案
13	国務院	2017年11月	“インターネット+先進製造業”の深化と工業インターネットの発展に関する指導意見
14	国務院	2018年4月	“インターネット+医療健康”の発展促進に関する意見
15	国務院	2018年6月	工業インターネット発展行動計画(2018~2020)
16	国務院	2019年4月	政府情報公開条例(改訂版)
17	国務院	2019年5月	デジタル農村発展戦略綱要
18	交通部	2019年7月	デジタル交通発展計画綱要
19	人民銀行	2019年11月	フィンテック発展計画(2019~2021)
20	国務院	2019年8月	国家デジタル経済インベーション発展試験区(河北省雄安新区、浙江、福建、広東、重慶、四川の6省市)建設指定
21	人民銀行	2020年4月	デジタル人民元運用試験開始
22	全人代	2020年5月	「政府活動報告」における新型インフラ投資への投資推進
23	国務院	2020年7月	新業態・新模様の健全発展の支援による消費市場の活性化と就業拡大の促進に関する意見
24	発改委	2020年12月	全国一体化ビッグデータセンター構築とインベーションシステムの協同の加速に関する指導意見
25	工信部	2021年11月	“十四五”情報化・工業化深度融合発展計画
26	工信部	2021年11月	“十四五”情報通信業界発展計画
27	中央網信弁	2021年12月	“十四五”国家情報化計画
28	国務院	2022年1月	“十四五”デジタル経済発展計画
29	中央網信弁など10部門	2022年1月	デジタル農村発展行動計画(2022~2025)
30	党中央全面深化改革委員会	2022年4月	デジタル政府の建設強化に関する指導意見

資料) 中国国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

2. 中国デジタル経済の概観と新5か年計画期の政策展開

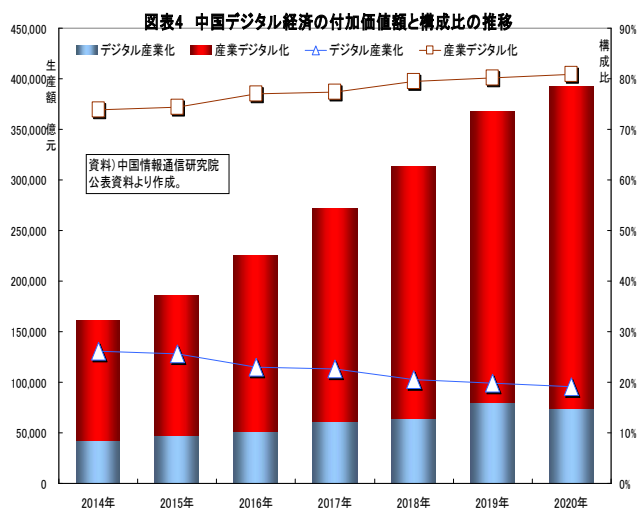
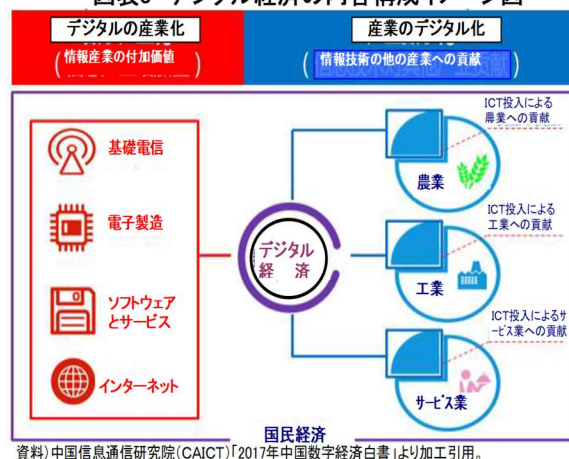
図表3に見るように、そもそもデジタル経済はデジタルの産業化による付加価値部分と産業のデジタル化による付加価値部分から成っているが、ニューエコノミーの一つの総体として近年統計整備がなされ、中国政府系シンクタンク（中国信息通信院：CAICT）より毎年産業白書が公表されている。最新版の「中国数字经济発展白書」によると、2020年の中国デジタル経済は9.7%増の39.2兆元に拡大し、そのうちデジタルの産業化分野の経済規模が7.5兆元（前年比5.3%増）であったが、産業のデジタル化分野の経済規模が10.3%増の31.7兆元に達した。

2005年における中国デジタル経済の規模がわずか2.6兆元であったので15年で約15倍膨れ上がった。デジタルの産業化分野の伸びが大きく鈍化している（デジタル経済に占める割合も2015年の25.7%から2020年の19.1%に縮小）のに対して、産業のデジタル化分野は堅調な増勢を保ち、デジタル経済に占める割合も2015年の74.3%から80.9%に拡大した（図表4）。

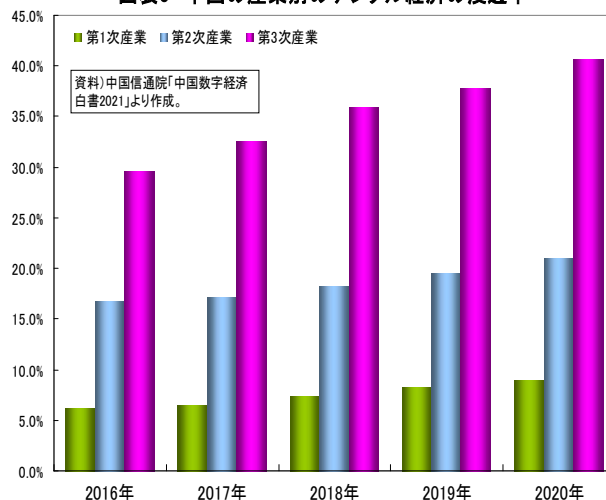
つまり、本来主に情報通信産業に属するデジタル産業の発展よりも産業のデジタル化（電子商取引、プラットフォーム、シェアエコノミー、IoTなどが含まれる）発展の規模とスピードがともに大きく進んでおり、中国経済のデジタル発展の勢いを端的に示している。経済のデジタル化発展は、各産業分野へのICTの導入拡大による効率向上によって実現されており、また実体経済である諸産業の中でも、ICTの導入・普及の水準は第1次産業よりも第2次産業、また第2次産業よりも第3次産業（サービス業）におけるデジタル経済の付加価値増が大きいのが一般的である。

図表5は中国におけるデジタル経済の産業別浸透度を見たもので、第1産業よりも第2次産業、また第2次産業よりも第3次産業の浸透度が最も高く、伸び方も顕著で2020年には37.8%に上っている。デジタル経済の発展により、産業と市場に大きな需要をもたらしただけでなく、多くの雇用機会を社会に提供した¹。

図表3 デジタル経済の内容構成イメージ図



図表5 中国の産業別のデジタル経済の浸透率



¹ 中国政府系シンクタンク（CAICT）の「デジタル経済と就業発展白書」（2019）によると、2018年の中国デジタル経済分野の雇用者数が1.91億人で、雇用者総数の24.6%を占めている（前年比11.5%増）。2007年の総就業者に占める割合は3%台であったことから見ればその拡大は大変顕著であると言わなければならない。またデジタルの産業への導入拡大にサービス業を中心に、これまでにない新業

またコロナの感染予防や防疫中の経済活動の維持にも一定のサポート効果を果たしているとも言われている。特にオンラインによる商品販売やビジネス推進及びリモート勤務、医療、教育などの活動がデジタル経済の浸透によりカバーされたところが多い。

上記のように、中国ではデジタル経済の発展による経済社会発展への促進効果が認められ、その発展育成推進が重要な理由背景に基づくものとも理解されよう。特に中国経済の構造転換と米中貿易摩擦やコロナなどによる経済への影響緩和にも中国デジタル経済の発展が重要な意義を持つものである。これを踏まえて昨年からの第14次5か年計画期に入ってから複数の政府機関から新5か年計画に応じたデジタル経済促進計画や通達が公布され（図表1のNo.25-30）、関心が持たれている。

3. 新5か年計画期における中国デジタル経済の政策目標

これらの6つの政策文書の中でも今年1月中旬に国務院から公表された「“十四五”デジタル経済発展計画」（図表1のNo.28）はいわゆるデジタル経済発展に関する本計画であり、また昨年12月末に中央網信弁から公布された「“十四五”国家情報化計画」（図表1のNo.27）が中国社会全体の情報化発展に関する総合計画であるので共に重要度が高く、相互関連性が深いこと²から以下では主にこの二つの五か年計画の政策目標と主要実施事業を概観する。

まず図表6と図表7より第14次5か年計画期における中国のデジタル経済と国家情報化発展の目標値を見てみよう。デジタル経済デジタル経済発展5か年計画よりも国家情報化計画の数値目標がより項目数が多く、また分野別（デジタルインフラ、イノベーション能力、産業のデジタル化、行政サービス）に目標値が区分されているのが特徴となっているが、後者は前者の基礎をなすものとも認めら

図表6 “十四五”デジタル経済発展計画の主要目標

指標(単位)	2020年	2025年	属性
デジタル経済コア産業のGDP比(%)	7.8	10	予期性
IPv6アクティブユーザー数(億人)	4.6	8	予期性
千ギガビット・秒(万人)	640	6000	予期性
ソフトウェア・情報技術サービス業の規模(兆元)	8.16	14	予期性
工業インターネットプラットフォーム利用普及率(%)	14.7	45	予期性
全国ネット小売売上高(兆元)	11.76	17	予期性
電子商取引高(兆元)	37.21	46	予期性
オンライン行政サービス実名ユーザー数(億人)	4	8	予期性

資料) 中国国務院(国務院)「“十四五”デジタル経済発展計画」(2022.1)より作成。

図表7 “十四五”国家情報化発展に関する主要目標

No.	区分	指標	2020年	2025年	属性
1	全体発展水準	デジタル中国発展指数	85	95	予期性
2		ネットユーザー数(億人)	9.89	12	予期性
3		5Gユーザー普及率(%)	15	56	予期性
4	デジタルインフラ	1000M及びそれ以上容量の光ファイバーユーザー数(万人)	640	6000	予期性
5		IPv6アクティブユーザー数(億人)	4.62	8	予期性
6		1万人当りの次世代情報技術産業発明特許取得数(件)	2.7	5.2	予期性
7	イノベーション能力	IT関連投資の固定資産投資に占める割合(%)	3.5*	5.8	予期性
8		コンピュータ、通信及びその他電子設備製造業のR&D投資強度(%)	2.35	3.2	予期性
9		全国ハイテク技術企業数(万社)	27.5	45	予期性
10	産業のデジタル化(DX)	デジタル経済コア産業のGDP比(%)	7.8	10	予期性
11		中核業務におけるデジタル化達成企業の比率(%)	48.3	60	予期性
12		企業の工業設備のクラウド利用率(%)	13.1	30	予期性
13		オンライン小売上げ高(兆元)	11.76	17	予期性
14	行政サービス	情報利用規模(兆元)	5.8	7.5	予期性
15		省クラス行政許可事務のオンライン処理比率(%)	80	90	予期性
16		オンライン政府サービス実名ユーザー数(億人)	4	8	予期性
17		デジタル社会保障カード交付率(%)	25	67	予期性
18		電子訴訟比率(%)	18	30	予期性

資料) 中国国務院(網信弁)「“十四五”国家情報化発展計画」(2021.12)より作成。[*]は2019年の数字を示す。

図表8 “十四五”デジタル経済発展計画による中国デジタル経済の発展目標

★2025年までに、デジタル経済は全面的な拡大期を踏み切り、デジタル経済のコア産業の付加価値がGDPに占める割合は10%に達し、デジタル革新が発展を導く能力が大きく向上し、知能化レベルが明らかに強化され、デジタル技術と実体経済の融合が著しい効果を得、デジタル経済の管理体系がさらに完備され、我が国のデジタル経済の競争力と影響力が著実に向上する。

➤【データ要素市場システムが初步的に確立される】データ資源システムは基本的に完成し、データ資源を利用して研究開発、生産、流通、サービス、消費の全バリューチェーンの協同を推進する。データ要素の市場化建設の効果が現れ、データの権利確保、価格設定、取引が順序良く行われ、データ要素の価値と貢献に相応しい所得配分の体制を構築する。

➤【産業のデジタル転換は新しいステージに入る】農業のデジタル化転換が急速に進み、製造業のデジタル化、ネットワーク化、知能化が一層深まり、生産性サービス業の多角化展開が明確に加速される。

➤【デジタル産業化レベルは著しく向上する】デジタル技術の自主的な革新能力が著しく向上し、デジタル製品とサービスの供給品質が大幅に向上し、産業の競争力が明らかに強化され、一部の領域で世界のリード優勢を形成する。新産業の新形態の新モデルが持続的に出現し、広く普及し、実体経済の質を高め、効率を高めることに対する牽引作用が著しく増強する。

➤【デジタル化された公共サービスはより普遍的になる】デジタルインフラが広く生産生活に溶け込み、政府サービス、公共サービス、民生保障、社会治。デジタルビジネス環境が更に最適化され、電子政府サービスレベルが更に向上し、ネットワーク化、デジタル化、知的化された利便サービス体系が絶えず完備され、デジタル格差が加速している。

➤【デジタル経済管理システムはさらに整備される】統一したデジタル経済管理の枠組みと規則体系が基本的に確立され、部門、地域を超えた協同監督管理メカニズムが基本的に健全である。政府のデジタル監督管理能力は著しく強化され、業界と市場の監督管理レベルは大幅に向上した。政府主導、多元参加、法治保障のデジタル経済管理構造が基本的に形成され、管理レベルが明らかに向上した。デジタル経済の発展に適應する法律法規制度システムはさらに整備され、デジタル経済安全システムはさらに強化されている。

資料) 中国国務院(国務院)「“十四五”デジタル経済発展計画」(2022.1)より作成。

態や新職種が多く創出され、中国の新規雇用の創出に大きな促進効果を与えており、中国政府もタイムリーに新職種や職称に関する認定発表を実施しており、制度的に新型職業への雇用を保障している。

² むろん、図表2のNo.25、26の工業情報化部から公布された2計画「“十四五”情報化・工業化深度融合発展計画」と「“十四五”情報通信業界発展計画」も重要度と関連性が高いが紙面の関係で別の機会に譲らせていただく。

れる。同じ指標に関する目標値を同様に設定しているのはもっともだが、諸指標の属性に関して両計画ともすべて「予期性」になっており、必達目標（「約束性」）ではないようになっていのも特徴的であろう。足元の国内外の不確実要素の増加などを考えると、目標の達成に留保を持たせたわけであろう。とは言え、目標水準をそれほど引き下げたわけではないようである。特にデジタル経済コア産業（基礎部分）のGDP比はいずれの計画でも2020年の7.8%から2025年10%に引き上げているのは注目に値する。

図表8はデジタル経済発展計画における全体目標と5項目にわたる具体的目標がまとめられている。つまり、2025年までに中国のデジタル経済は全面的な拡大期を経て、デジタル経済のコア産業の付加価値がGDPに占める割合は10%に達し、デジタル革新の発展を導く能力が大きく向上し、知能化レベルが明らかに強化され、デジタル技術と実体経済の融合が著しい効果を得、デジタル経済の管理体系がさらに完備され、デジタル経済の競争力と影響力が着実に向上することが目指されている。また、データ要素市場システムが初歩的に確立され、産業のデジタル転換は新しいステージに上り、デジタルの産業化レベルが著しく向上し、デジタル化された公共サービスがより普及し、デジタル経済管理システムはさらに整備されるものになることが求められている（詳細は同図表ご参照）。なお、図表9はデジタル経済発展計画に記載されている8大推進事業の骨子をまとめている。明らかに図表8に示すデジタル経済発展計画に掲げているものより多くの方面にかかわり、冒頭に記載する総合目標も非常に高いものになっていることが注目できよう。つまり、2025年までにデジタル中国の建設は決定的な進展を遂げ、情報化発展レベルは大幅に飛躍し、デジタル基礎施設は全面的に完成し、デジタル技術革新能力は著しく強化され、データ要素の価値は十分に発揮され、デジタル経済の高品質な発展、デジタル管理の効果は全体的に向上することが謳われている。

図表9 “十四五”国家情報化計画による発展目標

★2025年までに、デジタル中国建設は決定的な進展を遂げ、情報化発展レベルは大幅に飛躍し、デジタル基礎施設は全面的に完成し、デジタル技術革新能力は著しく強化され、データ要素の価値は十分に発揮され、デジタル経済の高品質な発展、デジタル管理の効果は全体的に向上する。

➢【デジタルインフラシステムはさらに完備されている】5Gネットワークの普及、第6世代移動体通信(6G)技術ビジョンのニーズを明確にする。北斗システム、衛星通信ネットワークの商業応用は絶えず拡大している。ネットワーク、鉄道、道路、水運、民用航空、水利、物流などのインフラの知能化レベルは絶えず向上している。データセンターは、環境に配慮した合理的なレイアウトで統合されています。5G、IoT、クラウドコンピューティング、工業インターネットなどに代表されるデジタルインフラの能力は国際先進レベルに達している。

➢【デジタル技術革新システムは基本的に形成されている】核心技術の革新能力は著しく向上し、集積回路、基礎ソフトウェア、装備材料、核心部品などの短気板は重大な突破を得た。ネットワーク企業の技術革新能力が大幅に向上され、産学研の協同革新の生態システムが基本的に形成され、自由で柔軟な革新市場メカニズムが効果的に確立され、国家レベルの共通基礎技術プラットフォームが初歩的に完成され、オープンソースコミュニティの生態建設が重要な進展を遂げた。情報化の法律法規と標準規範体系は基本的に形成され、人材育成と導入及び激励の保障メカニズムは更に健全である。

➢【デジタル経済発展の品質効果は世界のリードレベルに達している】デジタル産業化、産業デジタル化の発展、デジタル技術と実体経済が深く融合し、国際競争力を持つデジタル産業クラスターを形成する。産業基礎の高級化、産業チェーンの現代化レベルは明らかに向上し、産業チェーンの供給チェーンの安定性、安全性と競争力は明らかに強化された。デジタル経済の新形態の新モデルは健全に発展し、デジタルビジネス環境は絶えず最適化され、デジタル製品とサービス市場は更に強大である。

➢【デジタル社会の建設は着実に推進されている】党建設のリード、サービスのリード、資源の整合、情報の支え、法治保障のデジタル社会の管理構造は基本的に形成されている。社会治安と公共安全システムは日々完備され、リスクの早期識別と予報・警報能力は著しく向上し、突発的な公共事件の応急能力は著しく増強された。情報化は末端管理レベルを明らかに向上させた。新型スマート都市は階層分類が秩序正しく推進され、デジタル農村建設が着実に展開され、都市と農村の情報化協調発展レベルが著しく向上する。

➢【デジタル政府の建設レベルは全面的に向上した】新時代の党治国の理政に適應する党・政府機関の情報化建設と管理システムは基本的に形成された。全国範囲内の政府サービス事項は基本的に標準統一、全体連動、業務協同に統一し、オンラインとオフラインの融合した政府サービスモデルを全面的に普及させ、全国一体化政府サービス能力を著しく向上させる。権威の高い効率的な政府データ共有の協調メカニズムは絶えず健全であり、公共データ資源の開放標準と激励メカニズムは更に完備し、データ資源の利用レベルは著しく向上する。事後監督管理の効果は絶えず強化され、公正監督管理は絶えず完備されている。

➢【デジタル民生保障能力が著しく強化された】社会保障、民政、文化などの分野のデジタル公共サービスの均等化レベルは明らかに向上し、多様化、便利化したデジタル。

➢【デジタル化の発展環境は日増しに完備している】規範秩序のデジタル化発展管理能力は明らかに向上し、デジタル生態は絶えず最適化され、新技術新製品新業態新モードの革新活力は十分に刺激され、ネット空間管理能力と安全保障能力は著しく増強される。

資料) 中国政府(網信弁)「“十四五”国家情報化計画」(2021.12)より作成。

図表10 “十四五”デジタル経済発展計画によるデジタル経済推進の8大事業

➢【新インフラを最適化し、アップグレードし、発展の基礎を打ち固める】①情報ネットワークインフラの建設を加速させる。②雲網協同と計算網の融合発展を推進する。③インフラのスマートアップグレードを秩序正しく推進する。

➢【データ要素の価値を最大限に引き出し、成長力を活性化させる】①高品質データ要素の供給を強化する。②データ要素の市場化流通を加速させる。③データ要素の開発利用メカニズムを革新する。

➢【産業のデジタル転換を推進し、発展の原動力を強化する】①企業のデジタル転換のアップグレードを加速する。②重点産業のデジタル転換を全面的に深化させる。③産業園区と産業クラスターのデジタル転換を推進する。④モデルチェンジ・サポート・サービスの生態を育成する。

➢【デジタル産業化のプロセスを加速させ、発展の活力を解放する】①重要な技術革新能力を強化する。②コア産業の競争力を高める。③新業態の新モデルの育成を加速する。④繁栄と秩序のある産業革新生態をつくる。

➢【公共サービスのデジタル化レベルを向上させ、発展福祉を共有する】①「インターネット+行政サービス」の効果を高める。②社会サービスのデジタル化の普及レベルを向上させる。③デジタル都市と農村の融合発展を推進する。④知恵を共有する新しいデジタル生活を構築する。

➢【デジタル経済管理システムを健全に整備し、発展環境を最適化する】①協同管理と監督管理メカニズムを強化する。②政府のデジタル化管理能力を強化する。③多元共治の新しい枠組みを完備する。

➢【デジタル経済安全システムを強化し、発展の安全を確保する】①ネットワークの安全保障能力を強化する。②データ安全保障レベルを向上させる。③各種のリスクを確実かつ有効に防止する。

➢【デジタル経済の国際協力を拡大し、発展の共通認識を凝集する】①貿易のデジタル化の発展を加速させる。②「デジタルシルクロード」の深い発展を推進する。③良好な国際協力環境を積極的に構築する。

資料) 中国政府(國務院)「“十四五”デジタル経済発展計画」(2022.1)より作成。

4. 新5か年計画期の中国デジタル化・情報化の重点推進事業

上記で見た計画目標を達成するための具体的な実施事業が両計画ではそれぞれ具体的に上げられ、数多くのプロジェクト（工程）も詳細に示されている。ここでは主にその骨子を見ておこう。

図表10にはデジタル経済発展計画による8項目の実施事業がまとめられている。具体的に、①新型インフラを最適化し、アップグレードし、発展の基礎を打ち固めること、②データ要素の価値を最大限に引き出し、成長力を活性化させること、③産業のデジタル転換を推進し、発展の原動力を強化すること、④デジタル産業化のプロセスを加速させ、発展の活力を解放すること、⑤公共サービスのデジタル化レベルを向上させ、発展福祉を共有すること、⑥デジタル経済管理システムを健全に整備し、発展環境を最適化すること、⑦デジタル経済安全システムを強化し、発展の安全を確保すること、⑧デジタル経済の国際協力を拡大し、発展の共通認識を凝集することが計画期間中に具体的に（各事業に2～4の細目明示）実施していくことが求められている。

図表11と図表12は国家情報化計画による10大システム整備事業と10大行動任務が示されている。10大システムの整備では、特に、「互恵ウィンウィンのデジタル分野の国際協力システムを拡大すること（①デジタル分野の国際ルール研究の制定を強化する。②マルチレベルのグローバルデジタルパートナーシップを構築する。③質の高い外資導入の推進。④高いレベルの対外投資の推進）や「規範的かつ秩序あるデジタル化発展管理システムの確立と健全化を行うこと（①協力プラットフォームを大きくし、強くする。②協力プラットフォームを大きくし、強くする）などが提起され、注

図表11 “十四五”国家情報化計画による10大システム整備事業

▶【**ユニバース知能連結デジタルインフラシステムの構築**】①ユニバーススマートネットワーク接続施設を建設する。②IoT化された新型感知インフラを建設する。③雲網融合の新しい計算力施設を構築する。④⑤最先端水準のインフラ建設を探索する。
▶【**効率的に利用するデータ要素資源体系の構築**】①データガバナンスの強化。②データ資源の開発利用レベルを向上させる。③データセキュリティを強化する。
▶【**デジタル生産力を解放する革新的発展システムを構築する**】①情報技術の基礎研究を強化する。②重要な情報技術の革新を強化する。③戦略的最先端技術を配置する。④開放的で柔軟な制度体系と革新環境を構築する。
▶【**先進安全なデジタル産業システムの育成**】①高水準の産業エコシステムを作る。②デジタル産業のエネルギーレベルの飛躍を推進する。③ネット通信企業の成長拡大を推進する。
▶【**産業デジタル転換発展システムの構築**】①伝統産業の最適化とアップグレードを推進する。②文化産業のデジタル化戦略を実施する。③新業態の新モデルの発展を促進する。④地域の協同発展を推進する。⑤デジタルグリーン化の共同発展を推進する。
▶【**共同統治共有のデジタル社会管理システムの構築**】①立体化知能化社会治安防控制システムを建設する。②統合された知的な公共安全システムを構築する。③平戦結合の応急情報化システムを構築する。④創新基层治理。⑤新型スマート都市の質の高い発展を推進する。
▶【**協同効率的なデジタル政府サービスシステムの構築**】①党・政府機関の情報化建設レベルを向上させる。②政務データの共有流通を推進する。③「一網完結」を推進して大衆の仕事より便利にする。②市場化法制化国際化ビジネス環境の整備。③政府の監督管理の規範化の正確化と知能化を推進する。
▶【**便利で便利なデジタル民生保障システムの構築**】①生涯デジタル教育を展開する。②デジタル普及医療を提供する。③デジタル社会保障、雇用、人的資源サービスを最適化する。④デジタル文化旅行とスポーツサービスを充実させる。
▶【**互恵ウィンウィンのデジタル分野の国際協力システムを拡大する**】①デジタル分野の国際ルール研究の制定を強化する。②マルチレベルのグローバルデジタルパートナーシップを構築する。③質の高い外資導入の推進。④高いレベルの対外投資の推進。
▶【**規範的かつ秩序あるデジタル化発展管理システムの確立と健全化**】①協力プラットフォームを大きくし、強くする。②協力プラットフォームを大きくし、強くする。

資料）中国政府（網信弁）「“十四五”国家情報化計画」（2021.12）より抜粋・作成。

図表12 “十四五”国家情報化計画による10大行動任務

▶【**デジタルリテラシーとスキル向上のための国民的行動**】2023年までに全国民デジタル技能教育の教育資源体系が初歩的に形成され、情報弱者のデジタルリテラシーと技能は明らかに向上。2025年までに全市民デジタル技能教育訓練が普及し、人民大衆に情報化発展の成果を共有させる。
▶【**企業のデジタル能力向上行動**】2023年までに大中型企業のデジタル能力発展システムの初歩的な建設、融合発展の新モデルの新業態が盛んに出現。2025年までに企業のデジタル能力は全面的に向上し、大企業は全体的に統合融合、生態革新の段階に入り、中小企業の品質と利益は明らかに強化される。
▶【**先端デジタル技術突破行動**】2023年までにAI、ブロックチェーン、量子情報などの先端デジタル技術の研究開発は明らかに進展を遂げ、いくつかの業界で一連の融合応用の模範を示す。2025年までに先端デジタル技術革新エコシステムは完備し、業界レベルの融合応用模範が絶えず出現し、産業規模は迅速に向上する。
▶【**デジタル貿易開放協力行動**】2023年までにデジタル貿易サービス能力は著しく強化され、デジタル貿易統計システムは基本的に形成される。2025年までにデジタル貿易サービスシステムは基本的に形成され、国際競争力は前列に位置する。
▶【**末端の知的管理能力向上行動**】2023年までに末端スマート管理計画、政策と標準規範は更に完全になり、データ資源の整合は明らかな効果を受け、末端社会管理レベルは大幅に向上する。2025年までにサービス感知、正確化リスク識別、ネットワーク化行動協力の基層スマート管理システムが基本的に完成し、基層管理システムと管理能力の現代化をサポートする。
▶【**グリーン・スマート生態文明建設行動**】2023年までに自然資源、生態環境、国家公園、水利とエネルギー動態監視ネットワークと監督管理システムの建設は更に完備している。2025年までに、自然資源の監督管理、生態環境の保護、国家公園の建設、水資源の保護とエネルギー利用などのデジタル化、ネットワーク化、知能化のレベルが大幅に向上し、美しい中国の建設をサポートする。
▶【**デジタルカントリー開発活動**】2023年までにデジタル農村の発展行動の政策体系、標準規範はさらに完備し、国家デジタル農村のパイロット効果は明らかで、都市と農村の情報化発展レベルの差は更に縮小。2025年までにデジタル農村建設は重要な進展を収め、農村における4Gの普及と5Gの革新・応用が進み、都市と農村の情報化発展レベルの格差が著しく縮小する。
▶【**デジタル普及金融サービス行動**】2023年までに金融業のデジタル転換の効果が明らかになり、金融サービスモデルがより完備され、製品の供給がより豊富になり、業務の範囲がより広くなる。2025年までに、先進的で信頼性があり、弾力性に富むインフラサービス体系が基本的に形成され、金融業はデジタル化、知能化を初歩的に実現し、金融の普遍性とサービス実体の経済能力は著しく強化され、金融科学技術と適応する監督管理体系を形成し、新しい発展構造のために全方位の金融サポートを提供する。
▶【**公衆衛生緊急デジタル建設行動**】2023年までに公衆衛生応急デジタルシステムは更に完備され、情報化が疫病発生常態化を支える防控能力は大幅に向上する。2025年までに公衆衛生応急デジタルシステムの機能は更に向上し、情報化は突発公衆衛生事件の応急対応能力の向上に対して著しい作用を発揮する。
▶【**スマート年金サービスの拡大行動**】2023年までに全国の養老データ管理レベルは絶えず向上し、老化に適した知能製品とサービスは絶えず豊富になり、全国の養老サービス、管理などの各種需要を有効にサポートする。2025年までに老人が知能技術を利用する困難な問題は解決され、養老サービス体系のデジタル化、知能化レベルは著しく向上し、スマート養老市場は長足の発展を得られ、産業生態は更に健康で完備し、老人に獲得感、幸福感和安全感のある老年生活を提供する。

資料）中国政府（網信弁）「“十四五”国家情報化計画」（2021.12）より抜粋・作成。

目に値する。

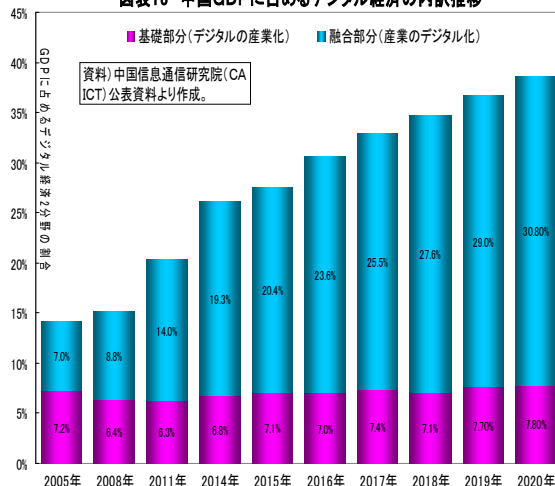
また 10 大行動任務の中では、デジタル貿易開放協力行動、グリーン・スマート生態文明建設行動、デジタル普及金融サービス行動、スマート年金サービスの拡大行動などが呼びかけられ、具体的な行動内容も詳しく示されている。これらを通じて中国の今後におけるデジタル化や情報化戦略の方向性や重点分野は世界的な ESG の流れや目的に沿うものになっており、グリーン、スマート、イノベーションだけでなく、開放的・協和的・持続可能的なものを目指していることが分かるであろう。ここでは紹介しきれないが、今年 1 月に公布された「デジタル鄉村発展行動計画（2022～2025）」（図表 2 の No. 29）や 4 月に公布された「デジタル政府の建設強化に関する指導意見」（No. 30）なども基本的にこれらの方針を踏まえたものと考えられ、中国は今次の 5 か年計画により全面的なデジタル化・情報化社会の建設に向かって大きく進むことになるであろう。

5. 新情勢下における中国デジタル経済発展の課題と政策対応

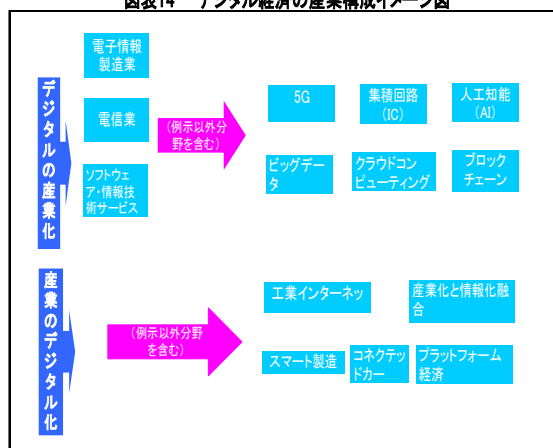
中国のデジタル経済はその経済（GDP）規模に相応しい世界 2 位の地位に成長し、3 位と 4 位の日独を大きく上回っているが、1 位の米国には大きく引き離されているのも実態である。また GDP 比ではいまだに 50%を超えておらず、日独に劣後している状況である。これは政策で強調され・計画目標でも掲げられているデジタル経済の基礎部分の発展不足によるところが大きいと思われる。図表 13 に見るように GDP 比で見る基礎部分（デジタルの産業化）の伸び方は非常に緩慢であり、2020 年でも 8%に達していない状況である³。換言すれば中国のデジタル経済の発展は主に融合部分つまり産業のデジタル化（DX）によってもたらされており、今後如何に効果的に基礎部分の底上げができるのかが大きな課題になっている。

またこの基礎部分（コア部分とも言われる）にあたる産業はまさに情報通信製造業、電信業、ソフトウェア・情報技術サービス業といった中核産業（5G 設備や IC 半導体など含む）。図表 14）であるだけにそのデジタル化の向上が求められているが、簡単ではないのも事実であろう。特に米中貿易摩擦や技術競争の激しい分野に属するだけに今後地政学的リスクの対応を含めて電子情報製造業の発展戦略を立て直す必要があるだろう。これに関しても昨年 11 月に工業情報化部から大部の政策文書「“十四五” 情報通信業界発展計画」が公布され、新 5 か年の通信情報産業の発展方針が示されている。同発展計画で

図表13 中国GDPに占めるデジタル経済の内訳推移



図表14 デジタル経済の産業構成イメージ図



資料) 中国信息通信研究院、前瞻産業研究院公表資料より改変・作成。

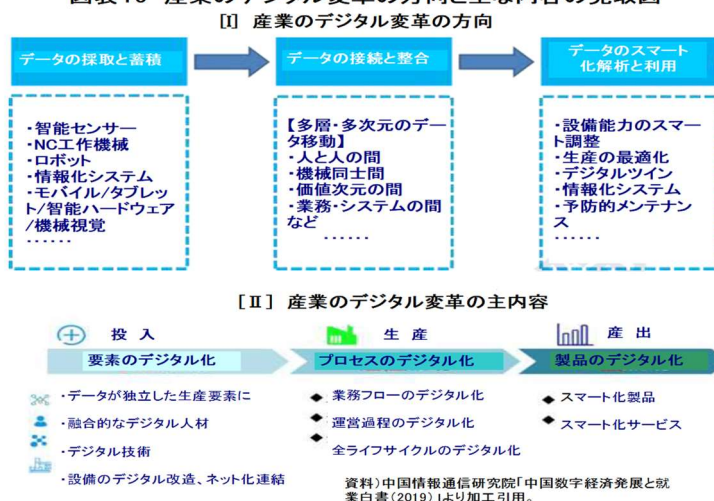
³ ただ、情報通信製造業の盛んな地域ではすでに計画目標地の 10%を超えており、北京、江蘇、広東の 3 地域の 2020 のデジタル産業化の比率はいずれも 15%を超えており、天津と上海は 10%を上回った。浙江、重慶、山東、福建、湖北、陝西は 5%～10%の間にあり、その他の地域は 5%未満になっているので大きな地域格差がある。

は、非常に詳しく総合的な指標値を打ち出しているものの、5年間（2021－2025年）の業界伸び率は10%と予想している。また、現状を踏まえて国家安全保障の観点から系統的にサイバーセキュリティやデジタルセキュリティの新しい挑戦への対応やコア技術の「自立自強」を実現するためのイノベーション促進が強調されている。

なお、中国はデジタル貿易の発展がまだ不十分だという課題も抱えているといえる。近年の発展動向をみると、比較的輸出とも拡大しているものの国際比較ではオランダやインド、フランスに劣後し、世界8位（世界シェアも同8位の4.5%。2019年）にあり、世界2位の経済規模にそぐわないことは明らかである（2019年の世界上位3か国は米国、英国、アイルランド）。デジタル貿易にはICTやビジネスサービス、知財、娯楽、金融、保険サービスなどが含まれており、これらの分野における対外貿易が今後さらに伸びる余地があると思われる。

これまで中国のデジタル経済の発展が急速に実現できたのは、世界最大の人口規模と製造業の規模があり、政府が積極的に産業の育成支援策を実施してきたことと大きな関係がある。具体的には、シェアリングエコノミーを牽引してきたユニコーン企業の輩出とプラットフォーム企業の発展、世界最大規模を誇るeコマース（電子商取引）の隆盛などに負うところが大きい。特に近年におけるビッグデータやIoT、AI産業の育成強化も重要な促進要因となっている。これらは、今まで中国のデジタル経済発展の有利な条件と発展要素であっただけでなく、今後も引き続き中国デジタル経済発展の有利な条件と促進力になっていくであろう。むしろ、昨今にあった中国政府によるデジタル業界の独占規制強化やデータ管理の法制化推進により今後のデジタル経済の成長やデジタルイノ

図表15 産業のデジタル変革の方向と主な内容の見取図



図表16 2020年の中国国有企業のDX実施典型事例

事例類別	No.	推進結果	事例名称	企業名称
製品およびサービスのイノベーション	1	優秀事例	ビッグデータによるプロダクトオールライフサイクルの機能管理プラットフォーム	中国航発
	2	優秀事例	国家危険化学品安全生産リスクモニタリング警報システム	中国石化
	3	優秀事例	重大設備潤滑安全デジタル運営プラットフォーム	国機集団
	4	優秀事例	鄭州炭機の初セットの知能化作業面の普及と応用	鄭州煤礦機械集団股份有限公司
	5	典型事例	農業機械作業情報化管理クラウドサービスプラットフォーム	国機集団
	6	典型事例	世界船舶地理情報位置データベース(出荷データの1期分)	中国遠洋海運
	7	典型事例	国産プラットフォームに基づく飛行機三次元デジタル化組立プロセス設計システムと集成応用	航空工業集団
	8	典型事例	平潭総合ボート監視警報と運行管理システム	中国中鉄
	9	典型事例	水力発電所水中点検専用ロボット知能化設備の開発と運用	中国三峡集団
	10	典型事例	人工知能配電網帯電作業ロボットのキー技術及びセット装備の研究と応用	国家电网
生産運営のスマート化関連	11	典型事例	石炭鉱物ネットワークプラットフォームと単兵装備	淮北鋁業(集団)有限責任公司
	12	典型事例	BIMに基づく公共建築知能運用管理	上海建工集団股份有限公司
	13	優秀事例	中国ブランド自動車企業の製造データの深層能力	兵器裝備集団
	14	優秀事例	農村汚水処理末端施設デジタル化知能運営システム	中国建筑
	15	優秀事例	デジタルマイニングと新エネルギー設備のクラウド-風力発電ユニット管理とスマート風力発電場運用クラウド応用	中国船舶集団
	16	優秀事例	デジタルツインに基づくデバイスのインテリジェントな管理	中国石油
	17	優秀事例	総合採掘作業面知能探掘システム	中煤集団
	18	優秀事例	蘭石グループは蘭石雲プラットフォームの建設を推進し、企業のデジタル転換を支援する	蘭州蘭石集団有限公司
	19	典型事例	「インターネット網」ハナマ電気コックピットを作る	国家电网
	20	典型事例	全プロセス知能化綿紡績セット装備およびシステム	国機集団
	21	典型事例	全寿命モデル貫通に基づく装備デジタル化研究開発モデルの転換	中国電科
	22	典型事例	ビッグデータ分析に基づく流域横断型巨大発電所群管理クラウドプラットフォームの企業知能化運営における応用	中国三峡集団
	23	典型事例	鉄鋼業界に向けた設備のリモート運用プラットフォームの建設とモデル応用	中国宝武
	24	典型事例	電力網防災減災監視警報システム	南方電網
	25	典型事例	北斗に基づく空港車両人員のスケジューリング、資源配置の最適化による管理効率の向上	南航集団
	26	典型事例	グローバルエネルギー国境を越えたデジタルエネルギー管理監督プラットフォーム	中国電建
	27	典型事例	チャイナ・テレコムインテリジェント・オペレーティング・プラットフォーム(雲眼)	中国电信
	28	典型事例	大規模航空宇宙製造企業「三高」の発展目標に向けたデジタル管理の転換	航天科技
	29	典型事例	5Gに基づくスマート港応用プロジェクト	珠海創投港珠澳大橋珠海口岸運營管理有限公司
	30	典型事例	セメント全工程知能製造工場	安徽海螺集団有限責任公司
	31	典型事例	黒龍江省道路建設の高品質発展デジタル化管理制御プラットフォーム	黒龍江省交通投資集団有限公司
	32	典型事例	インテリジェント・オンライン・産業用インターネット・エネルギー・ビッグ・データ・プラットフォーム	四川川能智網実業有限公司
	33	典型事例	「雲上管家」エコサプライチェーンプラットフォーム	雲南建投集团控股有限公司

資料) 中国政府(国資委科創局公表(2021.3.10日)「2020年国有企業デジタル変革の典型的な事例に関する通知」(http://www.sasac.gov.cn/n2588030/n2588934/c17505367/content.html)より作成。原資料には計100社の事例を収めているが、ここではその3分の1の33社のみを記載。

バージョンの発展に不利な影響や鈍化要因となる見方もあるが、こうした動きはむしろ世界的な潮流でもあり、産業の健全な発展と正常な市場運営に有利な面が多いと思われ、過度な市場干渉はあったとしてもいずれ是正されていくであろう。特に足元の景気下振れの状況において多くの方向性と多様な取り組み方法に富む産業のデジタル変革（図表 15）が中国経済の安定成長に今まで以上に重要な下支えになることから、中国はこれまでの大きな成果と成功経験を踏まえてデジタルイノベーションにとどまらず、グリーンイノベーション、カーボンニュートラル分野へのデジタル化・情報化の発展促進も期待できるであろう。

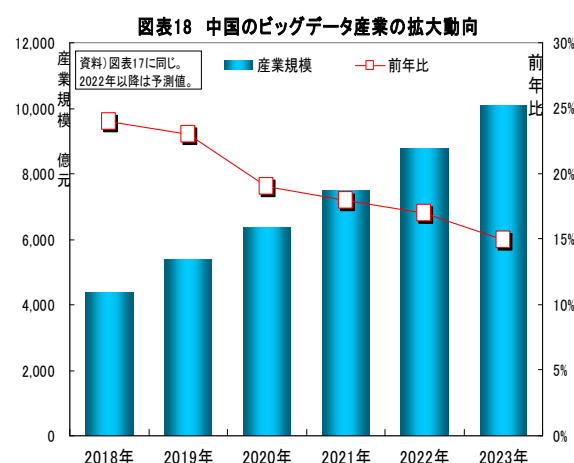
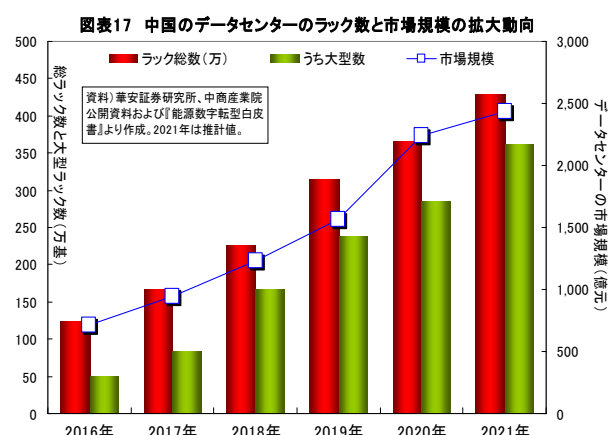
産業のデジタル化を進める中で中国政府は特に国有企業の DX 事例を公表して（図表 16）その模範的効果を発揮させようとしているが、今後国有企業だけでなく、民間企業や外資系企業も規制緩和や活力回復を通じて DX に向けての取り組みと相互間の協業提携が増えてくるであろう。特に日中両国の企業は相互補完の部分を持っており、すでに両国企業間のデジタル分野の提携事例が多く見られており、今後産業のデジタル化とデジタルの産業化の両分野において双方のコラボレーションや提携協業の可能性や事業性が高まり、世界的な潮流である ESG やカーボンニュートラルの分野にも展望がひらけるものであろう。

6. 新 5 か年計画の実施効果と市場展望（結びに代えて）

新型コロナウイルスの感染拡大による都市封鎖やウクライナ情勢の影響により中国経済の低迷が目立ってきたなかで新 5 か年に関するデジタル経済発展計画や国家情報化促進計画が実施され始めたが、政策実施をめぐる環境条件が決して良くないが、しかしデジタル経済はこうした環境に左右される程度が比較的小さい産業分野であることはこれまでの発展で分かっており、中国政府は特にこの分野の発展促進による経済への波及効果を期待するのも明らかである。特に今後実施予定の多くの事業はいわゆる中国政府が奨励する新型インフラの整備にかかわるものがほとんどで、逆境の中での政策効果や市場効果が大きく期待されている。新 5 か年計画において新インフラ投資が加速され、特に 5G、データセンター、工業インターネット、スマートシティなどの建設投資の拡大が見込まれており、今後のデジタル経済の安定成長を支える有力な基盤整備につながる。

例えば、中国で活発に行われているデータセンターに関する投資が大きく進んでおり、データ処理能力とそれに伴う市場需要が大きく拡大しつつある（図表 17）。また現代の産業資源にもなっているビッグデータの産業も中国で 2 桁増のスピードで発展しており（図表 18）、新 5 か年計画の関連プロジェクトの推進により今後大きく成長するであろう。

また各地域でも新 5 か年関連の発展計画が盛んに制定・実施されており、国の産業発展計画の方針に従って各地方の優位性や特長を発揮しながら地域間の連携拡大も進むであろう。これに関して中国政府



がデジタル経済発展計画の中でも提起した「東数西算」というプロジェクトの実施開始が大きく注目されている。

「東数西算」⁴ は、「デジタルチャイナ」（数字中国）の建設と「全国統一大市場」の 確立に大きく寄与するものとして画策されており、その実施により国内デジタルインフラ需要喚起と景気浮揚を下支え、また不動産・建設市場へのテコ入れを果たす効果が期待されている。また何よりも中国の産業資源の地域的な偏在による経済格差の縮小やカーボンピークアウト、カーボンニュートラル目標の実現に積極的な役割を与えるものと期待されている。

政策誘導手段として、データ流通量に応じた税控除 やグリーン電力費用補助 ・ カーボン指標優遇、電力利用効率（PUE）評価による電気料金差別化 といった個別政策のほか、中西部への立地誘導を企図し、指定区域以外で新規建設される大型データセンターに対する地方政府の土地・財政、税制上の優遇策禁止も設けられている。同プロジェクトの実施はこれまでの「西電東送」や「南水北調」よりも中国の資源配置の効率化と地域経済の振興に大きな効果を与えると期待されている。

その意味で中国のデジタル経済の発展は今後の長い時間的なスパンにおいて非常に大きな潜在力と社会効果を生み出すものであり、それにまつわる多くの投資機会やビジネスチャンスも多く望まれるであろう。

以 上

⁴ 「東数西算」の「数」はデータ（ビッグデータ）を指し、「算」は計算力、つまりデータに対する処理能力、計算能力を指している。「東数西算」プロジェクトとは、データセンター、クラウドコンピューティング、ビッグデータを一体化した新型の計算力ネットワークシステムを構築するものであり、東部の計算力ニーズを西部へと秩序よく誘導し、データセンターの建設配置を最適化し、東部と西部の協同・連動を促進する新たな地域振興事業である。同プロジェクトは本稿で取り上げている「“十四五” デジタル経済発展計画」で提起されているが、計画公布の翌月の2月にも国家发展改革委員会などの関係当局は共同で文書を通達し、北京・天津・河北、長江デルタ地域、粤港澳大湾区（3大都市圏）と、成都・重慶エリア、内蒙古自治区、貴州省、甘肅省、寧夏回族自治区で国家計算力ハブノードの建設をスタートすることに同意し、国家データセンタークラスター10ヶ所の建設を決めた。これにより、全国一体型のビッグデータセンターシステムの全体配置設計が完成し、「東数西算」プロジェクトが全面的にスタートした。

中国の輸出規制の立法動向 及び日系企業のコンプライアンス対応 ～「輸出管理法」及び 「両用品目輸出管理条例（案）」を中心に～

MIZUHO

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所
中国弁護士 陳天華 中国弁護士 崔文英
Email: chentianhua@jp.kwm.com; cuiwenying@jp.kwm.com
TEL: 03-5218-6711

はじめに

近年、世界各国・地域において経済安全保障をめぐる法整備及び体制強化が進められており、とりわけ米中両国間の経済制裁と反制裁をめぐる立法及び行政措置は、両国の企業に影響を及ぼすだけでなく、日本をはじめ米国・中国と緊密な経済協力関係のある国々も板挟み状態に陥らせ、経済界を困惑させている。実務においては、この状況への日本企業の対応方法や、中国との取引に際しての留意点といった課題が盛んに議論されているところである。本稿ではこのような背景の下、中国の直近の輸出規制に関する立法状況と実務上対応策について論ずるものとした。

中国には、過去に統一的な輸出管理制度がなく、核、軍用品、各両用品目それぞれの個別法律に基づく輸出管理が行われていた。しかし、2020年12月1日に「輸出管理法」が施行されて以降、政府による輸出規制が一気に加速するとともに輸出関連のコンプライアンスの強化も中国国内企業の大きな課題として取り上げられるようになった。今年4月22日には「両用品目¹輸出管理条例」（中国語：两用物项出口管制条例）のパブリックコメント案（以下「両用品目条例案」という）が国務院商務部より公布され、一か月間の意見募集が行われた。両用品目条例案は、基本的に輸出管理法の方針を踏襲している。本稿においては、輸出管理法と両用品目条例案に基づき中国の輸出管理の基本的な枠組を詳細に紹介する。

なお、経済安全保障関係の分野においては、輸出規制だけでなく制裁・反制裁措置²、データの越境移転などデータの処理活動に対する規制も重要な論点となるが、制裁・反制裁措置及びデータ処理活動に対する規制は本稿における検討の対象外とする。

I 輸出規制の対象品目

貨物・技術（データを含む）・サービスのいずれの形態も輸出規制の対象品目となりうるが、その具体的な範囲は、規制品目リスト及び全面管理（キャッチオール）条項によって画定される。前者の規制品目リストには、輸出禁止・制限品目リスト及び一時規制品目が含まれる。

1. 輸出禁止・制限品目リスト

このリストに含まれる対象は、核、軍事品及び両用品に大別される。現時点で存在する品目リストは下表のとおりである。

¹ 両用品目（中国語「两用物项」）とは、民用・軍用双方に供しうる貨物・技術又はサービスをいい、「デュアルユース品目」と呼ばれることもある。両用品目条例案では、「民事的な用途を有するとともに、軍事的な用途を有し又は軍事的潜在能力の向上に資し、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産若しくは使用に用いることができる貨物、技術及びサービスをいう」と定義されている。

² 中国の反制裁措置は、主に中国の政府・企業・国民に対する米国の制裁措置及びこれらの制裁措置に協力した国・企業・個人に対して中国政府が講ずる対抗・報復措置と理解されるが、その例として、「反制裁法」、「信頼できないエンティティ・リスト」、「外国法・措置の不当な域外適用の阻止弁法」などの立法活動が挙げられる。

No.	領域	規制品目リスト
①	一般貨物	輸出禁止貨物目録
②	技術	輸出禁止・輸出制限技術目録
③	両用品目	両用品目及び技術輸出入許可証管理目録
④	軍用品	軍用品輸出管理リスト
⑤	核	核輸出管理リスト
⑥		核両用品及び関連技術輸出管理リスト
⑦	ミサイル	ミサイル及び関連品目並びに技術輸出管理リスト
⑧	生物	バイオ両用品及び関連設備並びに技術輸出管理リスト
⑨	化学	関連化学品及び関連設備並びに技術輸出管理リスト
⑩		各種監視化学品目録
⑪		有毒化学品前駆体目録
⑫	商用暗号	商用暗号輸出管理リスト

これらの規制対象には、国連安保理決議や国際条約に基づき中国政府が核・生物・化学兵器の拡散防止・禁止義務を負う品目のほか、中国企業のグローバル活動の展開に伴い発生しうる技術漏洩を防止するなど経済安保の目的からの品目も含まれる。2020年8月に公布された「輸出禁止・輸出制限技術目録」は、その「第（十五）コンピューターサービス業の情報処理技術」の項において、TikTokの米国事業の売却計画を見込み、音声合成技術、人工知能対話型インターフェース技術、音声評価技術、インテリジェンスマーケティング技術、データ分析に基づく個別化情報プッシュサービス技術等を規制品目に加えている。

なお、両用品目条例案によると、政府は品目ごとに輸出規制コードを付する「両用品目輸出規制リスト」の策定を予定し、上表の品目のうち両用品目に該当するもの（例えば②の一部、③、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫）は統一的な両用品目輸出規制リストに統括される可能性がある。これらのうち⑥、⑦、⑧及び⑨に関係する規定は、条例案の施行に伴い廃止するものと明記されている。他方、⑩については、両用品目条例案において「監視化学品管理条例」に基づく管理を継続するとされていることから、統一的両用品目輸出規制リストに掲載されない可能性が高い。中国における監視化学品の規制は、主に「化学兵器禁止条約」の履行を目的として行われており、「各種監視化学品リスト」の品目には、化学兵器への転用若しくは化学兵器の製造をすることができる前駆体又は化学兵器の主要原料となる化学品が含まれる。

両用品目条例案は、両用品目輸出管理リストの策定・調整にあたり考慮すべき要素として次の2つを定めている。

- ・国の安全及び利益に対する影響
- ・拡散防止等の国際的な義務の履行に対する影響

また、両用品目輸出管理リストの策定・調整に際しては、適切な方法で意見募集を行うとともに、産業調査及び評価を実施しなければならない旨も定められた。管理リストの範囲の確定にあたっては、国際義務の履行の必要性のみならず、中国の利益・安全も考慮されるため、他国の利益及び同国の企業の対中貿易に影響を与えうる内容も含まれる可能性がある。それゆえ、企業側においては、管理リストの内容の変化に常に注意を払い、改正案に対して適時に意見を提示し、その制定過程に積極的に参加することが推奨される。

2. 一時規制品目

リスト規制への補充として、輸出管理法及び両用品目条例案においては、さらに一時規制品目制度が設けられている。このような規制は過去にも実施例がある。例えば2006年9月1日、その時点ではまだ両用品目とされていなかった黒鉛類関連製品³に対して、無許可輸出を禁止する一時規制が行われた⁴。

両用品目条例案によると、この臨時管理措置の期間は2年まで、この期間が満了する前に、当該措置を取り消し、又は対象品目を正式に両用品目輸出管理リストに追加し若しくは2年を限度に管理期間を延長するかについて決定するための評定を行い、商務部が公告の形でその結果を公表するものとされている。

3. 全面管理(キャッチオール)

両用品目条例案は輸出管理法を踏襲し、前出の輸出規制リストに掲載のない品目であっても、(1) 国の安全及び利益を害する品目、(2) 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いられる品目、(3) テロリズムの目的に用いられる品目については、すべて規制措置をとるものとしている。中国版のキャッチオール規制と言える。

全面管理の運用方法については、輸出事業者が関連する貨物、技術及びサービスの輸出に上述のいずれかの状況が存在しうることを知り若しくは知りうべき場合、又は国家輸出管理部門からその旨の通知を受けた場合には、許可を申請しなければならないとされている。

なお、輸出しようとする品目が規制対象となるか否か判断しえないときは、輸出申告に先立ち、商務部への照会を行うことができる。

II 輸出規制の対象行為

輸出管理法及び両用品目条例案は、輸出規制の対象となる行為を次のように定めている。

(1) 中華人民共和国国内から国外への規制品目の移転

(2) 中華人民共和国の公民、法人又は非法人組織による外国の組織又は個人への規制品目の提供

(3) 両用品目の国境通過、中継輸送、通し運送⁵、再輸出又は税関特殊監督管理区域若しくは保税監督管理場所から国外への輸出

このうち(1)について、輸出管理関連規定及び国务院商務部が公布した「両用品目輸出規制に係る内部コンプライアンスガイドライン」⁶（以下「ガイドライン」という）によると、通常の貿易による輸出のほか、次の行為もそれに該当しうるとされている。

- ① 対外的な寄贈、展示、科学技術の協力・提携、援助、サービス又はその他の方法で行われる規制品目の移動
- ② 電子メール、電話、ファクシミリ、国内外のソーシャルソフト等の電子形式を用いた技術情報の伝送による規制対象技術の輸出又は譲渡
- ③ クラウド等のオンライン方式を用いたソフトウェア又は技術の保存又は伝送
- ④ 貿易展覧会における規制対象技術に関する情報の公表

³ その中国語は「石墨」であり、天然黒鉛の埋蔵量が豊富で世界で最大の輸出国である中国において、2006年に初めてその輸出一時規制が行われたことを機に、現在では正式に両用品目として輸出規制の対象とされている。

⁴ <http://egov.mofcom.gov.cn/new140923/tab/dfxz18013.shtml>

⁵ 通し運送とは、貨物が国外から発送され、中国国内に運び込まれた後、交通手段を変更することなく同一の交通手段で国外に輸送されることをいう。

⁶ <http://images.mofcom.gov.cn/aqygjz/202104/20210428182950304.pdf>

(2) について、輸出管理法及び両用品目条例案には「外国の組織又は個人への提供」に関する定義がなく、それが米国の輸出管理規則（EAR）や日本の外為法に定める「みなし輸出」に相当するのか、外国籍従業員又は在中外商投資企業が規制品目の提供を受けた場合にも例外なく適用されるのかといった点は現在のところ明らかではない。なお、ガイドラインによると、中国国内企業の外国籍従業員が規制対象技術に関する業務に従事する行為は、当該技術の輸出とみなされうる。このガイドラインのような解釈を前提とすると、クロスボーダーの技術貿易に対する影響が著しく、二国間・多国間の共同開発、委託開発などの活動が委縮し、技術開発環境が次第に閉鎖的となっていくことが懸念される。

さらに、(3) についても、両用品目条例案に「再輸出」に関する定義がないため、「みなし再輸出」も含まれるか否か、また、その対象は中国原産の両用品目に限られるのか、それとも米国の De Minimis Rule のように中国原産要素が一定の比率を超えて含まれる品目も対象となるのかという点が判然としない。

Ⅲ 管理制度

1. 輸出許可制度

輸出管理法及び両用品目条例案は、両用品目に関する輸出許可を個別許可と包括許可との 2 本立てとし、また、両用品目条例案により許可証申請免除の制度が初めて導入された。

2. 個別許可

これは、許可証の有効期間において 1 つの最終需要者に対し 1 回の両用品目の輸出を認める許可であり、その有効期間は一般に 1 年までとされている。

両用品目条例案は、その申請手続について、國務院商務主管部門に次の文書を提出して行うものと定めている。

- ① 両用品目の輸出に関する契約書又は合意書の副本
- ② 両用品目に関する技術説明書又は検査報告書
- ③ 最終需要者及び最終用途に関する証明書
- ④ 輸入業者及び最終需要者の状況に関する説明書
- ⑤ 申請人の法定代表者、主要経営管理者及び担当者の身分証明書
- ⑥ その他國務院商務主管部門が提出を要求する文書

このうち、②の技術説明書又は検査報告書は技術の秘密と関わることが考えられ、どこまでの開示が必要か、またその秘密をどのように保護するかが多くの企業の関心事となる。輸出管理法は、関連する国家机关及びその職員に対し、調査の過程で知った国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を保護することを義務づける一方、両用品目条例案も、委託を受けて両用品目の鑑定を行う機関・個人においては、鑑定に際して知りえた国家秘密及び商業秘密を保護しなければならないと定めている。

3. 包括許可

輸出管理法によると、輸出業者が両用品目輸出規制内部コンプライアンス制度を確立し、その運用状況が良好であるとき、國務院商務主管部門は、当該業者による両用品目の輸出に対し包括許可などの円滑措置を行うことができる。

この包括許可は、複数の最終需要者に対し複数種の両用品目を複数回にわたり輸出することを認めるものであり、その有効期間は2年までとされている。

両用品目条例案は、包括許可の申請要件を次のように2つの側面から詳細に定めるとともに、その許可を受けた輸出業者に対し、許可証の使用状況を国务院商務主管部門に定期的に説明し、検査を受けることを義務づけている。

まず、この包括許可の申請を行うには輸出業者において次の要件を充足しなければならず、その申請手続に際しては、関連する証明書の提出が要求される。

- ① 両用品目輸出規制内部コンプライアンス制度を確立し、かつ、その運用状況が良好であること
- ② 両用品目の輸出を2年以上行い、かつ、両用品目輸出許可を複数回取得していること
- ③ 比較的固定された販売経路及び最終需要者を有すること
- ④ その他国务院商務主管部門が定める要件

他方、次の事情が存在するときは、包括許可が認められない。

- ① 輸出業者が輸出管理に違反したため5年以内に刑事罰又は行政罰に処されていること
- ② 輸出業者の活動又は行為に両用品目輸出管理違反のおそれがあるため1年以内に商務主管部門による監督管理声明又は警告状を受けていること
- ③ その他国务院商務主管部門が定める事情

なお、現行の「両用品目及び技術輸出包括許可管理弁法」にも、両用品目包括許可制度に関する規定があり、有効期間は3年までとされているほか、包括許可申請の要件・手続、報告制度、監督管理などが詳細に定められている。

4. 許可免除

これは、既述のように両用品目条例案によって初めて導入された制度であり、その申請のためには、次のいずれかに該当する必要がある。

- ① 国内に搬入のうえ点検修理、試験又は検査を行った後、合理的な期間において原輸出地に返送すること
- ② 中国国内で開催される展覧会に出品し、その終了後速やかに現状のまま原輸出地に返送すること
- ③ 民間航空機の部品を国外に搬出して補修に用いること
- ④ その他国务院商務主管部門が定める事情

ただし、包括許可の場合と同様に次の事情が存在するとき、許可免除制度は適用されない。

- ① 輸出業者が輸出管理に違反したため5年以内に刑事罰又は行政罰に処されていること
- ② 輸出業者の活動又は行為に両用品目輸出管理違反のおそれがあるため1年以内に商務主管部門による監督管理声明又は警告状を受けていること
- ③ その他国务院商務主管部門が定める事情

5. 輸出目的国・地域リスク等級評価制度

輸出管理法は、国家輸出管理部門が規制品目の輸出目的国・地域を評価してリスク等級を確定し、相応の管理措置を行いうるものと定め、両用品目条例案は、その評価に際して考慮すべき要素を次のように列挙している。

- (1) 国の安全及び利益への影響
- (2) 中国が加盟する国際条約、国連安保決議等により確定された国際義務を履行する必要
- (3) 外交政策上の必要
- (4) 輸出管理の領域における中国との協力状況
- (5) その他要素

これらの要素のうち、(1)、(3)及び(4)は具体的な評価作業において裁量の余地が大きく、再輸出、みなし輸出に対する規制と相俟って、戦略的価値の高い品目など一定の規制品目の貿易に影響を与えるかと予想される。さらに、両用品目条例案は、「関連する両用品目の特定の国及び地域又は特定の組織及び個人への輸出を禁止する」と定めている。このように、輸出目的国・地域別のリスク評価の導入が予定されていることから、企業においては、「両用品目目的国及び地域」の評価結果はもちろん、国際情勢の動向も常に注視し、予め輸出目的国/地域の機微性について検討のうえ、安定的な輸出の実現可能性について評価・判断を行うことが推奨される。

6. 最終需要者及び最終用途の管理

最終需要者及び最終用途について、両用品目条例案は、原則として最終需要者自身がその証明書を作成し、商務部から要求があったときは、さらに最終需要者の所在する国・地域の政府機関より発せられた証明文書を提出するものと定めている。

7. 規制対象者リスト

国務院商務主管部門の調査により、輸出管理法に定める次のいずれかの事情の存在が判明した輸入業者・最終需要者は、規制対象者リストに追加される。

- (1) 最終需要者又は最終用途に関する管理の要求に違反したこと
- (2) 国の安全及び利益を害するおそれがあること
- (3) 規制品目をテロリズムの目的に用いたこと

この規制対象者リストに掲げられた輸入業者・最終需要者に対する両用品目の輸出につき、国務院商務主管部門は次の措置を講ずることができる。

- (一) 輸出の全部又は一部の禁止
- (二) 関連する許可申請の不許可
- (三) 既に交付した許可証の取消し
- (四) 未完了の輸出に対する中止命令
- (五) その他措置

規制対象者リストから除外されるには、リスト所掲の輸入業者・最終需要者において商務部に対して是正の誓約を行い、それをすべて実行すること、又はその他の措置を講じリストに追加されるべき事情を消滅させることが必要となる。

以上、輸出目的国・地域別リスク等級評価、最終需要者・最終用途の管理及び規制対象者リストについて論じてきた。現段階では原則的な規定が多く、実務においてこれらの制度が機能するためにはさらに詳しいガイドライン・細則などの整備が必要となるが、これらの内容は、両用品目の輸出について正確に管理を行い、規制措置に対する予測可能性の向上を図ろうとする動きを反映したものになると考えられる。

IV 処罰制度

1. 行政罰

輸出管理法及び両用品目条例案は、輸出管理違法行為に対する種々の罰則を設けているが、典型的な違法行為としては、禁止品目の輸出、輸出制限品目の無許可輸出、許可の範囲を超える輸出、規制対象者リスト所掲の輸入業者・最終使用者への輸出などが挙げられる。また、輸出業者が違法な輸出行為を行っていることを知りながら当該輸出業者に代理・輸送・配達・通関・第三者電子商取引プラットフォーム・金融等のサービスを提供する行為も違法行為となる。実務上多発する輸出管理違法行為の類型は、輸出品目の HS コードを誤り、輸出許可が必要であるにもかかわらずそれを要しない製品として申告を行うケースである。

これらの行為に対する行政処罰措置としては、警告、違法行為の停止命令、違法所得の没収のほか、過料（重い場合には違法収入の 10 倍以下又は 500 万元以下）、業務停止命令、輸出経営資格の取消などが挙げられる。

さらに、輸出管理法又は両用品目条例案に違反して処罰を受けた輸出業者については、処罰の決定が確定した日から 5 年以内にわたりその輸出許可申請が受理されず、その輸出管理違法行為に対して直接責任を負う者については、5 年以内にわたり輸出経営活動が禁止され、輸出管理違法行為を理由に刑事罰を受けたときは終身にわたり輸出経営活動を禁止されることがある。また、輸出管理法又は両用品目条例案に違反して処罰を受けた輸出業者は、信用記録に記載され、信用等級の引下げやレピュテーション毀損などの二次的リスクを負うことが懸念される。

このように、輸出管理法の施行以降、罰則は厳格化の傾向にあると考えられる。

2. 刑事罰

輸出管理法、両用品目条例案は、規定に違反して輸出禁止の品目を輸出し、又は規制品目若しくは両用品目を許可なく輸出したとき、法に基づき刑事責任を追及するという原則的な規定しか定めていない。

一方、刑法によると、輸出管理規定に違反した場合には、その違法行為の具体的な態様に応じて、密輸罪、違法経営罪、国家秘密漏えい罪、国家機関公文書・証明書・印章の偽造・変造・売買罪等の罪が成立する可能性があり、これらは有期懲役、罰金、財産没収といった刑罰の対象とされている。

また、輸出管理違法行為により成立する犯罪の類型によっては、その犯罪行為について直接責任を負う者（自然人）も罰せられることとなる。

3. 域外適用

輸出管理法 44 条は、輸出管理法に違反し、中国の安全及び利益を害し、拡散防止等の国際的な義務の履行を妨害した中国国外の組織又は個人に対してもその法的責任を追及すると定めている。

V コンプライアンスに関する提言

輸出規制はいずれの国でも行われているとはいえ、中国が第一の貿易相手国となり、貿易及び FDI ともに中国と深い関係にある日本にとって、その影響は多大である。以下においては、中国企業との貿易及び中国における拠点運営の両面からコンプライアンス対策について論ずる。

1. 中国企業との貿易における対策

輸出対象物が規制品目か、どのような形態の貿易か（単純な貿易か、それとも再輸出、みなし輸出などの特殊な貿易か）、再輸出における最終需要者とその所在国についての確認を正確に行うことが必要となる。また、安定的な取引関係を保つため、中国の取引先企業が中国の輸出規制の下で健全なコンプライアンス対策を講じているか、これまでどのような貿易取引に携わってきたか、他の貿易相手との取引で問題を発生させていないかに関する調査を可能な限り行い、懸念があるときは、輸出規制に関しコンプライアンスの問題が存在しないことを保証する条項を取引契約に盛り込むことが考えられる。

マクロの観点から両用品目の輸出先のリスクを評価するにあたっては、中国の外交政策や政治的要素の影響を受けることもありうるため、日本及び最終需要者の所在国と中国との外交関係に注意を払い、代替品の輸入、対中輸入比率の低減、生産拠点の分散といった長期的な対策を検討することも求められる。

2. 日本企業の中国拠点のコンプライアンス対策

日本企業において中国に開設した拠点が、中国企業間の技術提携、海外親会社への開発技術のライセンス、第三国との取引などに関連して規制品目を取り扱うことがあると輸出規制の対象となる可能性があり、このとき、既存の規制環境においていかに取引自由の最大化を図るかが重大事となる。これに関して注目されるのが、中国拠点自体の輸出規制に関するコンプライアンス体制の強化である。

国務院商務部は2021年4月28日、「両用品目の輸出事業者による輸出規制に関する内部コンプライアンス体制の確立に関する指導意見」を公布し、輸出規制に関する企業内部コンプライアンス体制が備えるべき基本的な要点を提示した。この指導意見が推奨するコンプライアンス体制の構築は法的義務ではないものの、既述のように、包括許可の申請を受けた政府は申請人のコンプライアンス状況について審査を行うものとされているため、政府が推奨するコンプライアンス体制を構築していれば審査で有利となる可能性が高い。

同指導意見によると、良好な輸出管理内部コンプライアンス体制と評価されるために備えるべき要素は、明確なポリシーの確立、関連組織機構の構築、全面的なリスク評価、経済活動のプロセスにおける調査体制の確立、緊急対応措置の策定、教育・研修の常時実施、コンプライアンス監査体制の整備、文書記録の保存、管理マニュアルの作成など多岐にわたる。日系企業においては、グループ全体の輸出規制のコンプライアンス体制と整合させつつ、この指導意見に照らして中国拠点の体制を整備していくことが望まれる。

終わりに

弊所には、長年にわたって多数の外資企業及び中国現地企業の輸出規制法務をサポートしてきた実績がある。中国の税関実務の最前線で鍛えられた専門家及び弁護士により構成された共同チームが総力を挙げ、コンプライアンス体制の整備など日常的な事項に関するアドバイスのみならず、実際に発生した問題を解決するサポートにも注力している。特にここ2～3年は、米中間の貿易摩擦を背景とした制裁と反制裁の情勢における日系企業の対応方法について助言を求められることが多くなっているが、輸出規制、経済制裁と反制裁、データ三法をめぐる対中国ビジネスはますます複雑化しつつあり、中国法、日本法、米国法をはじめとする複数の法域に精通した法律事務所でなければ対応しえない事例も増加している。King & Wood Mallesons グループは、近年この経済安保関連の法実務を重点とし、依頼者のニーズにお応えできるようサポート体制を強化している。

以 上

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所のパートナー

中国弁護士 陳 天華（ちん てんか）

外商投資、国際貿易、外貨・輸出入規制法対応を主たる分野としている。外商投資の領域において豊富な実務経験を有し、外商投資企業の設立、M&A、企業再編、解散、清算等をはじめとする多数の案件に携わってきた。対中貿易の各領域にも精通しており、特に外貨管理、税関管理に関する紛争の解決といった方面で幾多の実績を収めている。近年経済安全保障分野のリーガルサービスに力を入れており、重要データ、個人情報保護及び輸出規制の分野を中心にアドバイスを提供している。注力している産業分野は、エネルギー、化学工業、電力、鉄鋼、機械、物流、金融、医薬、紡績、食品など多岐に渡る。



King & Wood Mallesons 金杜法律事務所の国際パートナー

中国弁護士 崔 文英（さい ぶんえい）

クロスボーダーの M&A、技術ライセンス及びデータコンプライアンスを主たる業務分野とする。日系企業の対中国投資、技術ライセンス分野において十数年にわたる豊富な経験を有する。近年経済安全保障分野のリーガルサービスに力を入れており、重要データ、個人情報保護、輸出規制の分野を中心にアドバイスを提供している。注力している産業分野は、自動車、機械設備、再生エネルギー、ヘルスケア及び TMT である。



近年の経済安全保障法制について

MIZUHO

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 射手矢 好雄、弁護士 松本 拓
弁護士 武士保 隆介
Email: taku.matsumoto@amt-law.com
電話: 03-6775-1210

◆ はじめに

米中の貿易紛争に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアによるウクライナ侵攻等を受け、各国で経済安全保障に対する関心が一層高まっている。このような状況の中で、日本では、2022年5月11日に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」、いわゆる経済安全保障推進法（以下「経済安全保障推進法」）が参議院本会議で可決され成立した。

経済安全保障推進法は、性質の異なる次の4つの柱から構成され、それぞれ次の施行時期が予定されている。幅広い業種が対象となるため、影響を受ける事業者の範囲が広範である。

- (1) 重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化：公布後9カ月以内
- (2) 基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保：後述する特定社会基盤事業者の指定につき公布後1年6カ月以内、審査制度（勧告、命令を含む）につき公布後1年9カ月以内
- (3) 官民で先端的な重要技術を育成・支援する仕組み：公布後9カ月以内
- (4) 特許出願の非公開化等による機微な発明の流出防止：公布後2年以内

次に、設備導入の事前審査制、重要物資供給を担う事業者への公的支援枠組み等が盛り込まれるので、関係事業者への影響が大きいことが予想される。

第2、第4の柱では、法令遵守の観点からの「守り」の対応が求められる。これに対して、第1、第3の柱では、経済安全保障推進法が提供する新たな支援を活用する「攻め」の対応を検討することが求められる。

それでは、中国における経済安全保障はどうなっているのだろうか。中国では、総体的国家安全観が取られており、国家安全という大きな概念の中に、国家主権や軍事の安全とともに、経済の安全や、文化・社会等の安全が含まれている。国家安全法という基本法があり、その下に、経済安全に密接に関係するものとして、データに関する規制や外国に対する規制が制定されている。

◆ 日本の経済安全保障法制

I. 経済安全保障推進法をめぐる背景事情

岸田内閣は、経済安全保障を「待ったなしの課題であり、新しい資本主義の重要な柱」¹と位置づけている。経済安全保障推進法案は、2021年11月下旬に発足した経済安全保障法制に関する有識者会議（以下「有識者会議」）の諮問を受けながら、作成されたものである。

新型コロナウイルス感染症の拡大による国際的な半導体・医療物資等の供給逼迫に対して、各国は積極的な動きを見せている²。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、現代における有事の際のグローバルサプライチェーンへの影響の深刻化、サイバー攻撃に対する防衛策の重要性といった問題をあらためて浮き彫りにしている。さらに、AIや量子等、安全保障にも影響する技術革新が進む中で、科学技術・イノベーションは国家間の覇権争いの焦点となっている。

こうした状況の下、各国は、産業基盤や基幹インフラの強靱化支援、先端的な重要技術の研究開発、機

¹ https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0117shiseihoshin.html

² アメリカ合衆国：<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/4b787e74559f4268.html>

中国：<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/f9b4d8dbb3868edc.html>

微技術の流出防止等の施策を推進・強化している。

もっとも、経済安全保障推進法上、特定国に対する法的措置を講じる条文はない。日本経済団体連合会は、経済安全保障法制に関して「諸外国から無用な批判を招くことのないよう、制度・施策の導入にあたっては、国際ルールとの整合性を確保すべきである。」という提言を發表している³。

経済安全保障とは、内閣が公表した経済安全保障推進法案の理由によれば、安全保障（＝国家・国民の安全）の確保のための経済施策と考えられている。有識者会議では 4 つの柱それぞれが、昨今の安全保障をめぐる国際事情に対応するための経済施策と位置付けられている⁴。

なお、本稿は 2022 年 5 月 11 日に成立した経済安全保障推進法および経済安全保障推進法案に関する政府関係資料をもとに作成されており、今後制度の内容に追加・変更が生じる可能性がある点にご留意されたい⁵。

経済安全保障推進法案の概要

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案)

法案の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法案の概要

1. 基本方針の策定等（第1章）

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行われなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）

国民の生存や、国民生活・経済活動に基 大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組 等を措置。

特定重要物資の指定

- ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援

政府による取組

- ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

- ・所管大臣による事業者への調査

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令 等を措置。

審査対象

- ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み
- ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定

事前届出・審査

- ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出
- ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）

勧告・命令

- ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令

4. 先端的重要技術の開発支援に関する制度（第4章）

先端的重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

- ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等

官民パートナーシップ（協議会）

- ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等
- ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務

調査研究業務の委託（シンクタンク）

- ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限 等を措置。

技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）

- ・特許法は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付

保全審査（第二次審査）

- ①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等を考慮

保全指定

- ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等

外国出願制限

補償

施行期日

・公布後6月以内～2年以内（段階的に施行）

（内閣官房 web 経済安全保障推進法案の概要⁶ 1 頁より引用

³ 2022 年 2 月 9 日日本経済団体連合会「経済安全保障法制に関する意見 ー有識者会議提言を踏まえてー」

⁴ 経済安全保障をとりまく国際状況については、有識者会議資料において事例を踏まえ詳しく論じられている。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/index.html

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai1/siryou3.pdf

⁵ 具体的には、政令・ガイドライン等による制度詳細の規定、パブリックコメントを通じた当局見解の開示等が考えられ今後も注視が必要となる。

⁶ <https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou1.pdf>

II. サプライチェーンの強靱化

(1) 制度の概要

国民生活やわが国の経済にとって不可欠な物資の安定供給を図るために、これから国が策定する基本方針に沿って、①対象となる物資の指定、②対象物資の安定供給に資する計画を実施する民間事業者への公的支援、③国による安定供給確保措置等が実施される。

特定重要物資等は、経済安全保障の要請上安定供給の確保が必要となる物資およびその原材料等であり、政令で指定される。特定重要物資等には、物理的な物品のほかに「プログラム」も指定することができる。第二回有識者会議資料⁷によれば、半導体、レアアースを含む重要鉱物、大容量電池、医薬品等が特定重要物資等として想定されている。

民間事業者への公的支援の主な枠組みは、①国からの補助金による基金を有する法人⁸からの助成金交付・利子補給金の提供・必要な情報の照会制度や相談業務を通じた支援、②日本政策金融公庫より貸付けを受けた指定金融機関⁹からの事業資金の融資がある。

(2) 制度の対象

制度の対象となる民間事業者を認定供給確保事業者といい、特定重要物資等の安定供給確保のための取組みに関する計画（以下「供給確保計画」）を主務大臣に提出し認定を受けた者が対象となる。少なくとも経済安全保障推進法の文言上、供給確保計画の提出が可能な事業者には外資規制その他の制限はないように見受けられる。経済安全保障推進法案の作成にあたり有識者会議により作成された提言¹⁰（以下「提言」）によれば、国内生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の開発・改良、代替製品の開発、リサイクルの推進のような幅広い取り組みの活動について支援の対象とすることが想定されている。

供給確保計画の認定は、特定重要物資等の指定後に主務大臣により策定される安定供給確保取組方針に則って行われる。認定供給確保事業者は、認定を受けた供給確保計画が実施できない場合、認定取消しを受ける可能性はあるものの、罰則・命令等を通して供給確保計画の実施を強制する枠組みは現時点では想定されていないようである。また、認定供給確保事業者は、毎年度供給確保計画の実施状況の報告を行う義務を負うほか、主務大臣からの求めに応じて供給確保計画の実施状況に関して報告し必要な資料を提出する義務を負う¹¹。

(3) 国の措置等

認定供給確保事業者への支援の枠組みでは、特定重要物資等の確保が困難である場合、主務大臣は当該特定重要物資等の備蓄その他必要な措置¹²を講ずることができる。当該措置に関連して、認定供給確保事業者に対する強制力をもった措置は明示的には規定されていない。

⁷ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai2/siryou1.pdf

⁸ 安定供給確保支援法人および安定供給確保支援独立行政法人（照会制度や相談業務は安定供給確保支援法人のみ実施）

⁹ 指定金融機関とは、日本政策金融公庫より貸付けを受け認定供給確保事業者への支援業務を適切かつ確実に行うことができるものとして、指定を受けた金融機関である。主務大臣は、当該支援業務に関し、指定金融機関に対して命令権限を有する。

¹⁰ 2022年2月1日 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障法制に関する提言」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai4/teigen.pdf

¹¹ 従わない場合には罰金の制裁が規定されている。

¹² 提言によれば、備蓄の他、海外からの調達、使用節減の呼びかけ、委託生産等が想定されている。

主務大臣は、サプライチェーンの強靱化に係る一連の制度の施行に必要な範囲で関連する事業者に対し報告または資料の提出を求めることができ、事業者は当該求めに応じる努力義務を負う。これには、認定供給確保事業者や指定金融機関以外の者も含まれるので、広範な事業者が報告等の対象となる可能性がある。

III. 基幹インフラの安全性・信頼性の確保

(1) 制度の概要

基幹インフラ内の重要設備に対して、外部からハッキング等の妨害行為が行われることを防止するために、基幹インフラへの重要設備（以下「特定重要設備」）の導入・維持管理等の委託について事前審査制度が導入され、対象となる事業者は導入等計画書の提出をし、主務大臣の審査を経なければならない。事前審査を経て導入または維持管理等の委託が実施された特定重要設備であっても、国際情勢の変化その他の事情の変更により、これらが妨害行為の手段として使用される危険性が大きいと認められる場合には、主務大臣は、勧告、命令措置をとることができる¹³。

(2) 制度の対象

制度の名宛人である特定社会基盤事業者は、①下表の14事業のいずれかに該当する者であり、②(i)使用する特定重要設備の機能が停止・低下した場合に、(ii)役務の安定的な提供に支障が生じ、(iii)国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいものとして、主務省令に定める基準に該当する者であって、③主務大臣が指定する事業者である。特定重要設備は、事業者の役務の安定的提供における重要

表：基幹インフラ14業種一覧

1. 電気事業	2. ガス事業	3. 石油精製業 及び 石油ガス 輸入業	4. 水道事業 及び 水道用水 供給事業	5. 第一種 鉄道事業
6. 一般貨物 自動車 運送事業	7. 貨物定期 航路事業 及び 一定の不定期 航路事業	8. 国際航空 運送事業及び 国内定期 航空運送事業	9. 空港設置・ 管理事業及び 空港に係る 公共施設等 運営事業	10. 電気通信 事業
11. 基幹放送を 行う 放送事業	12. 郵便事業	13. 保険業、 第一種金融 商品取引業 その他 一定の金融に 係る事業	14. 包括信用購入 あっせんの 業務を行う 事業	

¹³ 現時点では、経済安全保障推進法の文言上は、届出の対象となった重要設備等のみに適用があるように読めるが、経済安全保障推進法の施行前（経過措置期間経過前）に導入または委託を行った重要設備等についても適用される場合には影響が大きいと、そのような解釈・運用等がされないか注視が必要となる。

性や外部からの妨害に用いられる危険性を考慮して主務省令に定められる基準に該当する設備である。設備の範囲には、機器、装置のほかにプログラムも含まれる。

(3) 主務大臣の権限

主務大臣は、特定社会基盤事業者の指定のために必要な範囲で上表の事業を営む者に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

また、主務大臣は、特定社会基盤事業者に対する勧告、命令等の実施のために必要な範囲で、特定社会基盤事業者に対し、報告または資料の提出の要求、ならびに立入検査を行うことができる。

(4) 経過措置

①特定社会基盤事業者に指定されてから 6 カ月間になされた、当該社会基盤事業者の行為、②省令の改正等があり新たに特定重要設備に該当するようになってから 6 カ月間になされた、当該特定重要設備に係る行為、③省令の改正等があり新たに維持管理等の委託に該当するようになってから 6 カ月間になされた、当該維持管理等の委託に係る行為については、導入等計画書の提出義務が免除される。

IV. 官民技術協力

国民生活、経済活動の安定の観点から重要となる先端的技術について、国からの支援および官民の協働の枠組みが導入された。提言によれば、特定重要技術として、具体的には、宇宙・海洋・量子・AI・バイオ等の分野が想定されていることがうかがわれる。

特定重要技術は、①国民生活、経済活動の維持の観点から将来重要になり得る先端的技術であり、②当該技術に係る研究成果の外部による不当利用や、当該技術を用いた物資、役務の供給が不安定化することにより国家および国民の安全を損なうおそれがある技術をいう。

内閣総理大臣は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベーション活性化法）に基づく基金のうち、特定重要技術の研究開発の促進およびその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定し、補助金を交付することができる。

国は、国の資金により行われる研究開発等につき、特定重要技術の促進および適切な活用を図るために研究者および所管大臣等による協議会を組織することができる。

内閣総理大臣による特定重要技術の研究開発の促進およびその成果の適切な活用を図るために必要な調査研究も導入された。そこで、内閣総理大臣は当該調査研究の一部または全部を、一定の能力を有する機関に委託することができ、関係行政機関の長は、当該委託先の求めに応じて調査研究のために必要な情報および資料を提供することができる。

V. 特許出願の非公開化

(1) 制度の概要

公にすることにより、国民の安全を損なうおそれの大きい発明に係る特許出願につき、特許手続を通して当該発明に係る情報が流出することを防止するために、①出願公開の留保、②情報保全措置を講じる制度が導入された。そこで、経済安全保障推進法では、特定分野¹⁴（以下「特定技術分野」）の発明につい

て、発明に関する情報の流出を防ぐための保全指定を行うべきか否かを判断するために二段階の審査プロセスが導入された。この手続を経て、内閣総理大臣が(i)保全指定の必要性および(ii)保全指定した場合の産業の発達に対する悪影響を踏まえ、保全指定を行うことが適切であると認めたものについては、保全指定が行われる。

(2) 保全指定の効果

保全指定がなされた場合、出願人には以下の制限が生じる。違反があった場合には罰則が定められているものもある。

- 特許出願取下げの制限
- 許可を受けていない者の当該発明の実施の制限
- 当該発明の開示禁止
- 他の事業者との発明の共有の承認制
- 当該発明の適正管理義務
- 外国への出願の禁止

保全指定の期間は 1 年以内だが、期間満了後も保全指定の延長の要否が検討され、必要と判断された場合には、1 年を超えない範囲での延長の可能性がある。保全指定を受けたことにより損失を受けた者は、国より通常生ずべき損失の補償を受けることができる。

(3) 外国出願の禁止

日本でなされた特定技術分野に属する発明は、原則外国での出願が禁止され、違反の場合には罰則が定められた。特定技術分野に属する可能性がある発明を外国出願しようとする者は、外国出願禁止への該当性の有無につき事前に確認を求めることができる。

(4) 経過措置

施行時に係属している出願について本制度は適用されない。また、政令が改正され新たに特定技術分野に含まれた技術につき既に係属中の出願については本制度は適用されない。

VI. 中国における経済安全保障法制

1. 国家安全についての法体系

中国にとって国家の安全を守ることは極めて重要なことであり、中国は国家安全についての法体系を整えている。

中国における国家安全の概念は非常に広い。「総体的国家安全観」と言われ、国家主権や軍事の安全だけでなく、経済の安全や、文化・社会等の安全も含む概念である。言い換えれば、経済安全保障だけを取り上げるのではなく、全般的な国家安全の一つの領域として経済安全保障が考えられている。

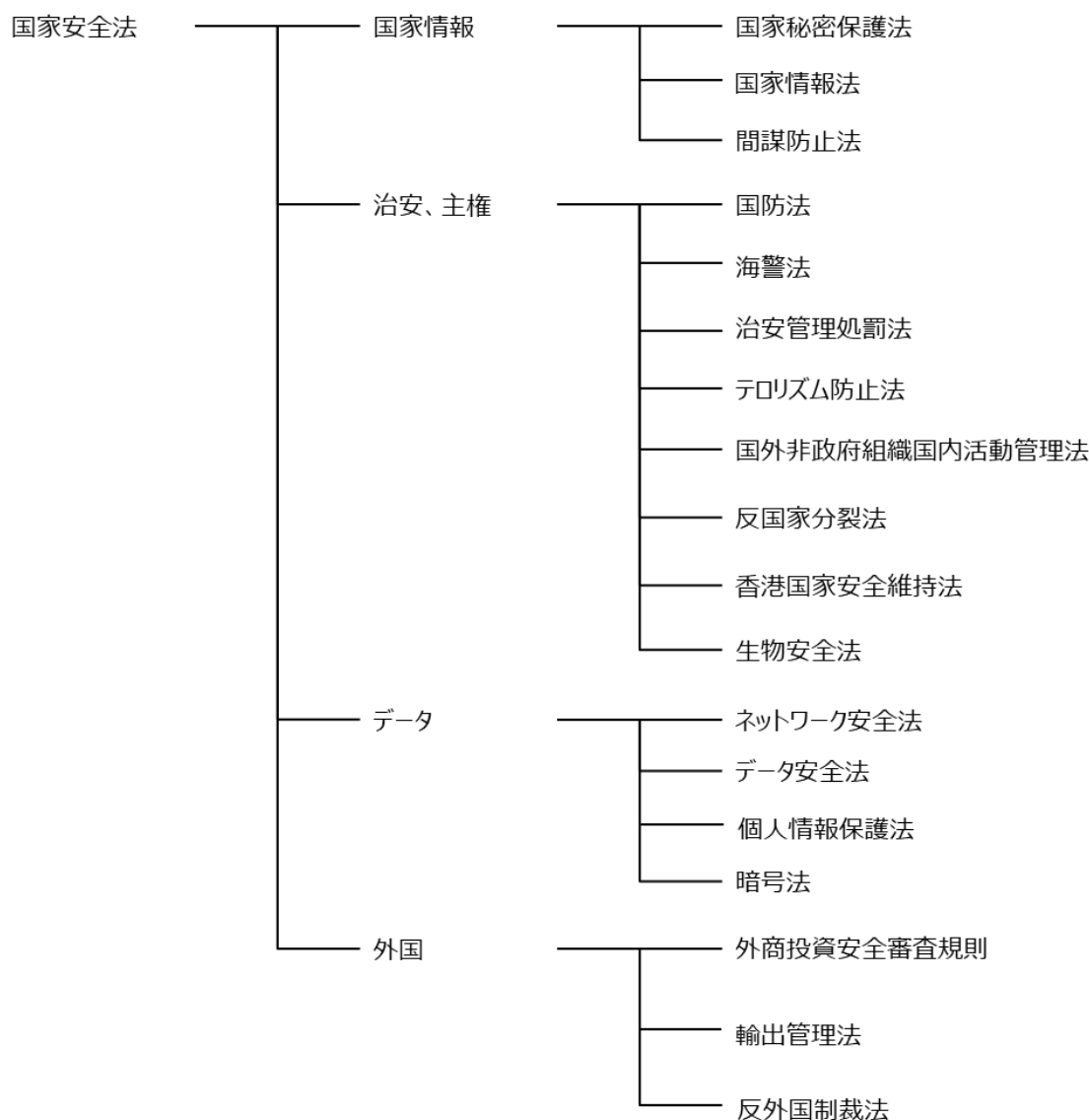
2014 年 4 月、習近平国家主席は、「総体的国家安全観」という概念を発表し、人民の安全、政治の安全、経済の安全、軍事・文化・社会の安全、国際安全というすべての安全が、国家の安全であるとした。政治だけでなく、経済やその他すべてが国家安全の対象になるとした。

これを受けて、「国家安全法」が制定され、2015 年 7 月に施行された。これは、国家安全についての基本法である。国家安全法は、総体的国家安全観を堅持し、人民の安全を目的とし、政治の安全を根本とし、

経済の安全を基礎とし、軍事、文化、社会の安全を保障し、国際安全を促進し、国家安全体系を構築し、中国の特色ある国家安全の道を歩むと定めている。このように、国家安全の概念が広範であることが、中国の大きな特色である。

国家安全法が施行される前にも、国家秘密保護法や反国家分裂法などの法律はあったが、数は多くなかった。2015年の国家安全法施行後に、怒濤のように、国家安全についての多数の法律が制定された。

その法体系は、次の表の通りである。



経済の安全保障は、これらの様々な法令の中に散りばめられているが、データ管理に関する規制と外国に関する規制に顕著に現れるので、以下検討する。

2. データ管理に関する法規制

中国では、ネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法の3本の法律を中心として、データをコントロールし管理する体制が整っている。これらはデータ規制3法といわれる。

・ ネットワーク安全法（2017年6月施行）は、ネットワークの安全を保障するだけでなく、ネットワーク空間における主権や国家の安全等を保護することが重要な目的である。中国では、個人情報だけでなく、あらゆる重要データ（重要な産業情報が該当）が、ネットワーク安全の対象になり、越境移転ができ

ない。これは、中国がデータについての主権（データ主権）を唱え、ネットワーク空間やサイバー空間にも国境があると考え、国境を跨ぐデータ（重要データや個人情報）の移転は許さないとの考えを示すものである。

- ・ データ安全法（2021 年 9 月施行）は、データ安全についての基本法であり、データの収集や利用に関する規定である。国家安全を目的とするので、国家がデータを管理することになり、国家としてのデータ主権を宣言している。
- ・ 個人情報保護法（2021 年 11 月施行）は、個人情報を保護する目的であり、一見すると、欧州の **General Data Protection Regulation**（一般データ保護規則、GDPR）に近い。しかしながら、中国の個人情報保護法は、中国の国家安全保障の流れで制定されている。国家機関はその職責を履行するために個人情報に接することができる。

3. 外国に関する法規制

- ・ 「外商投資法」（2020 年 1 月施行）は、国家安全に影響を及ぼす可能性がある外商投資について安全審査を行うことを規定した。これに基づいて、「外商投資安全審査規則」（2021 年 1 月施行）が制定された。国家安全審査の対象となる外商投資の範囲は広い。重要な情報技術やインターネット製品・サービス、重要な金融サービス、重要なエネルギー・インフラ・輸送サービス・文化サービス、キーテクノロジー等については、外資が実質的支配権を取得する場合に、国家安全審査の対象となる。
- ・ 輸出管理法（2020 年 12 月施行）は、中国の輸出管理に関する基本法であり、物品や技術の輸出を制限している。
- ・ 反外国制裁法（2021 年 6 月施行）は、外国が中国に対して行った制裁に対抗して中国が報復を加えるための法律である。米中対立に日本企業が板ばさみとなる恐れがある。例えば、日本企業が、米国の中国への制裁に関与したとして、中国政府から中国資産を押収されたり、中国企業から訴訟を提起されたりする可能性がある。

4. 日本の経済安全保障体制に相当する中国の制度

以上のように、中国の経済安全保障体制は、日本の体制と 1 対 1 の対応関係にない。日本の経済安全保障体制に相当する中国の制度をまとめると以下の通りである。

- ・ サプライチェーンの強靱化

中国は第 14 次 5 か年計画（2021 年から 2025 年までの計画）で「双循環」政策を取ることを明らかにした。これは、貿易を軸とする外の循環と、国内消費を軸とする内の循環の 2 つの経済循環で成長を実現する考え方であるが、その重点は国内の大循環であると明記されている。米国との貿易対立を踏まえて、中国がサプライチェーンの強靱化を含めて、自力での発展を目指し、世界経済のデカップリングに備えるものである。

- ・ 基幹インフラの安全性確保

中国では基幹インフラは国家安全の基本である。市場参入のためには、中国政府の許可が必要であり、強力なコントロールが行われている。

- ・ 官民技術協力

中国では「軍民融合」（民間資源の軍事利用、軍事技術の民間転用）が基本であり、宇宙・海洋・AI・バイオ・デジタル等のあらゆる分野で官民一体となっている。

- ・ 特許出願の非公開化

これは現在の中国にない制度であるので、今後中国は日本を参考にして、制度化する可能性がある。

おわりに

日本では経済安全保障推進法以前にも、輸出管理や対内直接投資規制等、経済安全保障に関わる国の規制は存在した。それらは、機微技術や安全保障上重要な産業部門等、比較的限定的な対象に向けられていた。これに対して、経済安全保障推進法が対象とする産業・技術分野は広範囲にわたり、事業活動に大きな影響が及ぶ。

事業者は、経済安全保障推進法に対応するために、まずは、自社の事業活動が経済安全保障推進法の適用対象に当たるかどうかを見極め、該当する場合には、経済安全保障推進法が規定する所定の手続をとるかどうかを検討する必要がある。

第 1 の柱では、特定重要物資等の供給者である事業者は、供給確保計画を策定し、認定を得て支援措置を受けることができる。これは、日本国内に対して特定重要物資等を供給する事業者であれば、海外から日本に工場を移転させるインセンティブになるだろう。もっとも当該事業者が、国内向けのみならず海外向けにも特定重要物資等を供給する場合、有事の際に、海外向けよりも国内向けの供給を優先するように指導を受ける可能性がある。

第 2 の柱では、基幹インフラの事業者は、特定重要設備の導入、維持管理等の委託に当たり、計画書を提出して事前審査を受けることが必要となる。新規に基幹インフラの事業者と取引しようとする海外の事業者がこの規制の対象となることは明白である。これに加えて、基幹インフラの事業者が、海外の事業者から既存の特定重要設備（プログラムを含む）を導入済みである場合も検討を要する。すなわち、大規模な修繕やバージョンアップを実施する場合にもこの規制の対象となる設備の導入となるか、注意を払う必要がある。また、海外事業者に対して特定重要設備の維持管理等を委託する場合、本制度の実施後直ちに規制の対象となるのか、あるいは今後、国際情勢の変化その他の事情の変更によって対象となりうるのかについても注視していく必要がある。

第 3 の柱では、特定重要技術の研究開発に取り組む事業者は、指定基金から補助金を得られる可能性がある。他方で海外企業がこの枠組みに積極的に入っていくことは制度の趣旨から想定しにくい。海外企業と合併で共同研究開発を実施している日本企業は、既存の研究開発のパートナーとの関係を踏まえて、本制度を利用する必要がある。

第 4 の柱では、安全保障に関わる特定の技術（核技術、武器技術）の開発に携わる事業者に対して、特許出願の非公開が求められることになる。日本でなされた特定技術分野に属する発明は、原則外国での出願が禁止されるので、外国における発明の利用が著しく制限されることになる。

第 2、第 4 の柱では、法令遵守の観点からの「守り」の対応が求められる。これに対して、第 1、第 3 の柱では、経済安全保障推進法が提供する新たな支援を活用する「攻め」の対応を検討することが求められる。いずれの場合も高次の経営判断が必要となる。法律が制定されてから 9 カ月ないし 2 年のうちに適用が予定されている。その間に制度の詳細を分析し、適切な対処方針を固めることが必要である。

また、中国は国家安全についての法体系をすでに整えている。中国における国家安全の概念は、「総体的国家安全観」と言われ、非常に広い。経済もその一環である。中国は経済安全保障も重視している。現在すでに、データ規制や外国に対する規制が制定されているが、今後さらに経済安全保障についての法令が迅速なスピードで制定されていくことが予想される。

以 上

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

創立から 70 年の歴史を有する、日本有数の総合法律事務所。M&A、ファイナンス、キャピタル・マーケット、事業再生・倒産、訴訟・仲裁をはじめ、企業活動に関連するほぼすべての専門分野を取り扱う。様々な法分野が交錯する分野横断型の案件においても、各分野に精通した弁護士が連携し、組織的かつ機動的に依頼者のニーズに応えることができる体制を整えている。中国法務については、現地法と実務に精通した東京・北京・上海・香港の各オフィスに所属する日本・中国・香港の各法域有資格弁護士が連携して対応している。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー

弁護士 射手矢好雄（いてや・よしお）

1983 年 最高裁判所司法研修所修了（35 期）

2021 年 当事務所入所

専門分野：M&A、紛争解決、中国を含む海外法務



アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー

弁護士 松本拓（まつもと・たく）

2009 年 最高裁判所司法研修所修了（62 期）

2010 年 当事務所入所

2020 年 当事務所パートナー就任

専門分野：M&A・投資、経済安全保障・通商、海外法務



アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業アソシエイト

弁護士 武士俣隆介（ぶしまた・りゅうすけ）

2014 年 最高裁判所司法研修所修了（67 期）

2015 年 当事務所入所

専門分野：経済安全保障・通商、ライフサイエンス、海外法務



I. はじめに

2008 年 6 月 5 日、中国は、「国家知的財産権戦略綱要」を公布し、2020 年迄に中国を知的財産権の創造、運用、保護、管理の水準が高い国にするという戦略目標を明確に掲げ、知的財産権保護強化に本腰を入れる姿勢を見せた。その後、法令整備や機構改革を含め、様々の取り組みがなされており、「社会生活の百科全書」と謳われる「民法典」（2020 年 5 月 28 日公布、2021 年 1 月 1 日施行）にも、知的財産権の定義の統一、懲罰的賠償の導入など、知的財産権について専門的規定が設けられた。また、「民法典」公布以降、知的財産権に関する各法律や司法解釈等も更新し続けており、民事、刑事、行政の各方面に及んでおり、新たに公布された法令と改正された法令の数は 100 近くほどあった。

本稿では、「民法典」時代における知的財産権に対する民事上の保護を切り口とし、弁護士の視点から、法律の進化に伴う裁判実務について考察する。

II. 俯瞰

1. 「民法典」における知的財産権関連規定

「知的財産基本法」が存在する日本と異なり、中国には「著作権法」、「特許法」、「商標法」、「種子法」等の個別法律があり、学理的にも「知的財産権」という概念があるものの、法律面では「知的財産権」に対する統一的定義がなかった。「民法典」は法典として知的財産権の定義を統一したのみならず、地理的表示及び営業秘密も知的財産権の範疇に入ることを初めて明確にした。

「民法典」第 123 条

民事主体は、法に従い知的財産権を有する。知的財産権とは、権利者が法に従い次の各号に掲げる客体について有する専有的な権利をいう。(一) 著作権、(二) 発明、実用新案、意匠、(三) 商標、(四) 地理的表示、(五) 営業秘密、(六) 集積回路の配置設計。(七) 植物新品種、(八) 法律が定めるその他の客体。

過去の中国では、地理的表示は、団体商標又は証明商標として登録されていなければ、競争法上の標識類権益として捉えられており、営業秘密についても競争法上の情報類権益として捉えられていた。「民法典」は、地理的表示及び営業秘密を知的財産権の範疇に入れることにより、両者の権利属性を明確にし、知的財産権の外延を拡大した。日本の「知的財産基本法」に照らし、日中における知的財産権に対する理解は相当近いと言えよう。

また、「民法典」は、知的財産権侵害賠償について、初めて懲罰的賠償に関する統一規則を導入した。

「民法典」第 1185 条

他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が著しく重い場合、権利が侵害された者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

本条は、知的財産権侵害行為の厳罰化に背中を押し、知的財産権関係各法における懲罰的賠償の統一化にも法典上の根拠を与えた。

2. 「民法典」公布後の知的財産権関連規定

「民法典」の公布後、「著作権法」、「特許法」が改正され、先に改正された「商標法」、「不正競争防止法」とともに、法定賠償の上限が一律 500 万元に引き上げられ、故意かつ情状が著しく重い侵害行為に対する権利者損害の 5 倍以下の懲罰的賠償が確立された。また、最高人民法院は、「民法典」の施行及び知

的財産権関係各法の改正に合わせ、知的財産権に対する司法保護のさらなる改善・強化を図るべく、多くの司法解釈を次々と改正、公布した。司法解釈の内容及び改正・公布の頻度から、「民法典」時代に入ってから以降も、中国は、引き続き知的財産権保護の関連規則を改善し、知的財産権保護の強さ、広さ、深さを上げようとしていることがわかる。関連司法解釈は主に次のとおりである。

(1) 「民法典」に合わせて改正された司法解釈

「民法典」の施行に合わせ、最高人民法院は、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」、「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」、「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」、「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」等を含む、計 **18 件** の知的財産権に関する司法解釈を一度に改正した。これら改正後の司法解釈はいずれも「民法典」と同日（2021 年 1 月 1 日）から施行された。

(2) 新たに公布された司法解釈

最高人民法院は、知的財産権事件の審理に発生し得る実務的問題を解決するために、新たな司法解釈を次々と公布した。その主な司法解釈は次のとおりである。

➤ 実体法上の司法解釈

題名	施行日
「 <u>電子商取引プラットフォーム</u> に関わる知的財産権民事事件の審理に関する指導意見」	2020 年 9 月 10 日
「 <u>営業秘密</u> 侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」	2020 年 9 月 12 日
「 <u>特許の権利付与・権利確認</u> に関わる行政事件における法律適用の若干問題に関する規定（一）」	2020 年 9 月 12 日
「 <u>インターネットに関わる知的財産権侵害紛争</u> における幾つかの法律適用問題に関する返答」	2020 年 9 月 14 日
「知的財産権侵害民事事件の審理における <u>懲罰的賠償</u> の適用に関する解釈」	2021 年 3 月 3 日
「 <u>医薬品の登録出願に関する特許権紛争</u> 民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」	2021 年 7 月 5 日
「『中華人民共和国 <u>不正競争防止法</u> 』の適用の若干問題に関する解釈」	2022 年 3 月 20 日

➤ 手続法上の司法解釈

題名	施行日
「知的財産権民事訴訟の <u>証拠</u> に関する若干規定」	2020 年 11 月 18 日
「知的財産権に係る第一審民事及び行政事件の <u>管轄</u> に関する若干規定」	2022 年 5 月 1 日

III. 知的財産権保護強化の裁判実務の発展

知的財産権事件は、往々にして事実が複雑であるのに加えて、知的財産権の無形性や侵害行為の隠蔽性と相まって、一般の民事上の侵害事件よりも権利保護が難しい。「立証の難しさ、期間の長さ、コストの高さ、賠償額の低さ」との難題は、長い間知的財産権者を悩ませており、訴訟に二の足を踏ませる原因を作った。ところが、幸いにも、「民法典」時代では、一連の手続面と実体面での努力により、かかる状況が積極的に改善された。

1. 手続面の改善

(1) 裁判機構の整備

まず、最高人民法院には専門の知的財産権法廷が設けられており、主に全国における特許等の技術的知的財産権の民事及び行政上訴事件を審理する。

次に、北京、上海、広州、海南の4地には専門の知的財産権法院（中級法院に相当）が設けられており、主にその管轄区における技術的知的財産権の民事、行政及び刑事第一審事件、並びにその管轄区における下級法院が審理した知的財産権事件の上訴事件を集中的に審理する。

さらに、現時点では全国26カ所（成都、南京、蘇州、武漢、合肥、杭州、寧波、福州、済南、青島、深セン、西安、天津、長沙、鄭州、南昌、長春、蘭州、厦門、ウルムチ、景德鎮、重慶、瀋陽、温州、無錫、徐州）に中級法院において専門の知的財産権法廷が設けており、地方・都市を跨いで技術的知的財産権第一審事件を集中的に審理し、また、所在地方・都市における中級法院が管轄すべきその他の知的財産権第一審事件及び上訴事件を集中的に審理する。

これにより、全国の知識産権法院及び法廷は「1+4+n」の構造を形成した。一般の民事事件と比べて、知的財産権事件の管轄はより集中、洗練され、事件管轄の最適化及び裁判基準の統一化には有益である。

(2) 仮処分の適用

知的財産権事件は、事実が複雑であるゆえに、審理期間も長くなりがちであるが、審理期間中に、侵害者は、侵害の成否が定かではないことを理由に、侵害行為をやめることなく、権利者に損害を与え続け、ひいては権利者を「訴訟で勝って市場で負けた」という苦境に陥れたこともままある。この局面を打破すべく、中国の弁護士と裁判官とは、侵害の継続期間を最大限に減らすよう、「行為保全+先行判決¹」との合わせ技の適用を模索している。

例えば、弊所が「Fortune 500」の米国大手企業を代理し、元従業員の黄氏との営業秘密紛争を取り扱った際、黄氏が大量の秘密書類を無断でコピーしたうえ、競合他社に就職したことを発見したとき、かかる侵害行為を早急に止めなければ、取り返しのつかない損害をもたらしかねないことを認識し、提訴前にすぐさま法院に行為保全を申し立てた。それを受け、法院は、黄氏をいち早く電話で召喚し、黄氏に事実を認めさせたうえ、秘密書類の入ったハードディスクを引き渡させ、二度としない旨の誓約までさせた。その後、本件は企業側有利の形で和解した。

もっとも、複雑な技術が絡み合った事件の場合、法院が侵害の成否を早期に判断できないため、行為保全が支持されないこともある。この場合、先行判決によって早期の差止を図ることが考えられる。弊所は、Valeo社を代理し、厦門盧卡斯社等を相手取って提訴した特許権侵害事件²において、独創的に先行判決を申し立て、法院は事実を明らかにした後、先行判決を下してまず差止を命じ、損害賠償を後日の審理に持ち越した。その後、最高人民法院知的財産権法廷は、本件をその設立後に開廷審理した初事件とし、第一審先行判決の約2ヶ月後に審理を行い、その場で判決を言い渡し、全国初の知的財産権先行判決を即発効させた。

最高人民法院のお墨付きを得て「行為保全+先行判決」の活用が認められ、「遅れた正義はそれ自身不正義である」という問題の解決が期待できる。

¹ 「民事訴訟法」第156条によれば、人民法院は、事件を審理する際、そのうちの一部の事実が既に明らかとなったときは、当該部分について先行して判決することができる。

² (2019)最高法知民終2号、(2016)滬73民初859号。

(3) 証拠規則の整備

知的財産権の客体には無形の特徴があり、侵害行為の隠蔽性も高いため、侵害行為に関する証拠は、侵害者の手にあり、権利者が入手できないことも珍しくない。かかる「立証の難しさ」を解決すべく、最高人民法院は「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干規定」（以下「知的財産権証拠規定」をいう。）を公布した。最高人民法院がその前に公布した「民事訴訟の証拠に関する若干規定」と比べ、「知的財産権証拠規定」は、さらに知的財産権訴訟の特徴を踏まえ、証拠提出、証明妨害、証拠保全、司法鑑定等の面から、権利者の立証責任の全面的緩和を図った。

まず、立証責任の動的配分規則を確立した。「知的財産権証拠規定」は「主張する者が立証責任を負う」という立証責任の原則を維持しつつ、「法院は当事者の主張及び要証事実、当事者の証拠所持状況、立証能力等に応じて当事者に証拠の提出を求めることができる」とも明確に定めた。

次に、証拠提出命令制度を確立した。証拠が立証責任を負う者の相手方に支配されている場合、法院は、当事者の申請により、相手方に証拠の提出を求めることができる。それだけでなく、「知的財産権証拠規定」は、知的財産権事件において電子証拠、物証その他の証拠が大量にあることを踏まえ、各種証拠をカバーできるよう、一般の民事訴訟における書証提出命令を証拠提出命令までに拡大した。

さらに、証明妨害の規則を確立した。立証責任の動的配分、証拠提出命令、証拠保全規則に応じ、「知的財産権証拠規定」は証明妨害の結果も明確にした。「当事者が正当な理由なく証拠保全に協力せず、又は証拠保全を妨害し、それにより証拠保全ができなかった場合、人民法院は、当該当事者が不利な結果を負うとすることができる」。

また、中国法院の証拠認定の能力も益々磨きが掛かっている。例えば、弊所が円谷プロダクションを代理し、藍弧社等を相手取って提訴したウルトラマンキャラクター著作権侵害事件³において、キーとなる証拠は、遠い 1970 年代に生まれた書面であり、かつ当該書面文書の真偽や文言解釈を巡って既に日本、米国、タイ等の国で複数の先行判決があった。それにもかかわらず、法院は当事者の説明及びその他の証拠に照らし合わせ、事実と法律関係を精査した上で、当該書面を正しく解釈し、権利者の合法的權益を守った。

2. 実体面の改善

(1) 著作権保護の強化

著作権保護を強化するため、中国は 2020 年に「著作権法」を改正し、改正法を 2021 年 6 月 1 日から施行した。改正法の最も大きな変化は以下のとおりである。

まず、視聴作品を導入した。時代の発展とともに、ゲームやショートムービーなど、新たな著作物が次々登場し、普及してきた。旧「著作権法」第 3 条に定めた「映画作品及び映画を製作する方法と類似する方法で創作した作品」という古い定義では、もはや現実のニーズに応えることができなくなったため、今回の改正では、その対象を「視聴作品」に拡大した。これに関連し、改正法第 17 条は、映画作品、テレビドラマ作品とその他の作品を区別し、前者（映画作品、テレビドラマ作品）の著作権は製作者に帰属する一方（勿論、脚本家、監督、撮影者、作詞家、作曲家等の作者は署名権を有する。）、その他の視聴作品の著作権は当事者の合意によって確定し、合意がない又は不明な場合は、製作者に帰属し、作者が署名権及び報酬を受ける権利を有するとした。もっとも、視聴作品に含まれる脚本や音楽など、単独で利用可

³ (2020)滬 73 民終 544 号、(2018)滬 0115 民初 14920 号。

能な作品について、作者は単独でその著作権を行使することができる。

次に、放送権の範囲を拡大した。旧「著作権法」の下では、ウェブキャスティングは放送権や情報ネットワーク伝達権のいずれにも該当せず、「その他の権利」でカバーするしかなかったため、権利者による利用許諾にも不都合を与えた。改正後、非対話型の伝播は皆放送権の対象となり、情報ネットワーク伝達権は対話型の伝播のみ保護し、両者の棲み分けを明確にするとともに、公衆向け伝達権の完全化を実現した。

また、改正法による法定賠償の上限の引き上げや懲罰的賠償の導入に伴い、裁判実務上の賠償認定額も上昇傾向にある。例えば、弊所が四維図新社を代理し、百度グループの複数の傘下企業を相手取って提訴した著作権侵害事件⁴において、一審法院は電子地図の独創性を認めたうえ、被告らの許諾利益等を考慮し、経済的損失と合理的費用を合わせて約 6500 万円の賠償を命じた。本件は、中国におけるソフトウェア著作権侵害訴訟の最高賠償額を記録した。

(2) 商標権保護の強化

商標使用の秩序を守るため、中国は 2019 年に「商標法」を改正し、改正法第 4 条及び第 19 条は、使用を目的としない悪意的商標出願及び代理人による商標の抜け駆け出願を明確に禁止し、第 44 条は商標無効審判の審査期間を短縮し、第 63 条は法定賠償及び懲罰的賠償を定めた。

裁判実務においても、事実の状況、行為の態様、混同の可能性等を総合的に考慮し、固有観念を打破し、様々な側面から難題解決に努める動きが見られる。例えば、商品商標と役務商標が交錯する際の法適用について、弊所が良品計画を代理し、北京無印良品投資社等を相手取って提訴した商標権侵害事件⁵において、当方の登録商標「無印良品」が第 24 類以外の商品と第 35 類の他人のための販促という役務をカバーしている一方、相手方の登録商標「無印良品」が第 24 類の一部商品をカバーしている。ところが、相手方の商標権が中国最高人民法院にまで認められているため、良品計画による中国での権利擁護活動は苦戦を強いられてきた。このような背景の下、弊所は、被告の加盟店では、看板、壁、陳列棚で「無印良品」が使用されていること、第 24 類商品以外の商品も販売されていることに気づき、第 35 類役務商標を切り口として、第 24 類商品以外の商品も販売されている場合、看板、壁、陳列棚での商標使用は、第 24 類商品商標の使用ではなく、第 35 類役務商標の使用（即ち当方商標権への侵害）に当たると主張した。法院も最終的に当方の主張を認め、商標権侵害があったと判断し、双方の商標権の境界を正しく画定した。

(3) 特許権保護の強化

特許権保護を強化するため、中国は 2020 年に「特許法」を改正し、改正法を 2021 年 6 月 1 日から施行した。改正法について、特に以下の点は注目に値する。

第一に、職務発明について事業体と従業員の利益バランスを図った。改正法第 6 条は、職務発明に関する規定において、「当該事業体は、法に従い職務発明・創造にかかる特許を受ける権利及び特許権を処分し、当該発明・創造の実施・応用を促進することができる」との一文を追記した。これにより、職務発明の利益は事業体又は従業員のいずれかに偏るべきかという議論に終止符が打たれ、職務発明に対する事業体の処分権が遂に正しく確立された。一方、従業員への保護として、改正法第 15 条は、「国は、特許権

⁴ (2017)京 73 民初 1914 号。

⁵ (2021)浙 01 民終 1192 号、(2019)浙 0110 民初 13648 号。

が付与された事業体が、発明者・設計者がイノベーションによる利益を合理的に共有できるよう、株式、オプション、配当等の手段を採用し、財産権インセンティブを実施することを推奨する」という新たな1項を追記した。以上をもって、改正法は双方の利益バランスを図った。

第二に、優先権制度を改善した。改正法は、同一内容での特許出願の優先権期間を調整し、第29条に意匠について6ヶ月の国内優先権を設けた。また、優先権主張のための特許出願書類の写しの提出期限も延長し、そのうち、発明・実用新案については従来の「3ヶ月以内」から「16ヶ月以内」に大幅に延長した。

第三に、特許権の存続期間を延長した。改正法第42条は、意匠権の存続期間を従来の10年から15年に延長した。また、期間補償制度を新たに設け、発明特許について、出願日から満4年、かつ実体審査請求日から満3年以降に特許権が付与された場合、出願人に起因する不合理な遅延を除き、特許権者の請求により、特許権期間補償が認められるようになった。新薬の販売承認に要した時間を補償するため、中国で販売承認を取得した新薬発明の特許権存続期間についても、特許権者の請求により期間補償が認められ、その補償期間は5年を超えず、新薬の販売承認後の合計特許権存続期間は14年を超えないとされた。

第四に、特許オープンライセンス制度を導入した。改正法第50条、第51条によれば、特許権者は、国家知的財産権局に対し、書面によりオープンライセンスの意向を表明し、ライセンス使用料の支払方法と基準を確定することができ、一方、特許の実施を希望する者は、オープンライセンスの公告後、書面により特許権者に通知し、公告されたライセンス料の支払方法と基準に従いライセンス料を支払った後に特許を実施することができる。なお、オープンライセンスの実施期間中に、特許権者は特許料の減免を受けられる。これにより改正法は特許応用の促進を図った。

最後に、医薬品特許のリンケージ制度を確立した。改正法第76条によれば、後発医薬品の販売承認の過程において、後発医薬品の申請者と先発医薬品の特許権者との間に先発医薬品の特許を巡る紛争が生じた場合、先発医薬品の特許保護範囲に含まれるか否かについて北京知的財産権法院に訴訟を提起し、又は国家知的財産権局に行政審決を請求することができる。

(4) 営業秘密保護の強化

営業秘密の保護を強化するため、中国は、2019年に「不正競争防止法」を改正し、改正法第32条第1項は、営業秘密権利者の立証責任を緩和し、権利者は初歩的な証拠をもって、当該営業秘密について秘密保持措置を講じていることを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことを合理的に表明した場合、被疑侵害者は権利者の主張する営業秘密が営業秘密に該当しないことを証明しなければならないとした。また、同条第2項は、権利者は初歩的な証拠をもって営業秘密が侵害されたことを合理的に表明し、かつ被疑侵害者が営業秘密に接触でき、その使用した情報が営業秘密と実質的同一であることを表明する証拠があった場合、被疑侵害者は営業秘密の侵害がないことを証明しなければならないとしており、「接触+実質的同一」という裁判実務上の侵害推定規則を確認した。

一方、最高人民法院が公布した「営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第10条は、被疑侵害者の秘密保持義務を強化した。即ち、法律の規定又は契約の合意に基づく秘密保持義務はいずれも秘密保持義務である。契約において秘密保持義務に関する定めがないものの、信義誠実の原則及び契約の性質、目的、締結過程、取引慣習等に照らし、被疑侵害者がその取得した情報が営業秘密に当たることを知っており、又は知るべきである場合、法院は被疑侵害者がその取得した営業秘密に秘密保持義務を負うと認定しなければならない。本条は、黙示の秘密保持義務を確立した。

また、裁判実務においても、営業秘密の保護を強化する動きが見られる。嘉興市中華化工社と上海欣晨新技術社が、王龍グループ等を相手取って提訴したいわゆる「バニリン事件」⁶では、法院は、被告が原告の営業秘密の図面の一部を使用していたことに加え、生活経験や常識を加味し、被告が全ての図面を使用していたと推定し、最終的には侵害の情状等を考慮し約 1.59 億元という莫大の賠償を命じた。同時に、侵害会社が主に侵害製品を製造していたこと、会社の実質的支配者が積極的に侵害に関与していたことから、侵害会社とその実質的支配者が共同侵害を構成すると認定した。本件は、中国における営業秘密侵害訴訟の最高賠償額を記録した。

IV. 結び

「民法典」時代では、知的財産権保護強化の多面的な努力につれ、知的財産権者による中国での権利擁護活動は一層の便利と保障を得ることができよう。また、弊所が多くの外国企業を代理して取り扱った事件の経験及びその他の公開事例から、中国の法院は、中国と外国の権利者の合法的権益を等しく保護する決意と能力があり、複数の法域を跨ぐ複雑な法律適用難題に直面した場合でも、客観的、公平かつ専門的に審理することができると言えよう。

知的財産権保護強化に伴い、知的財産権紛争事件は専門化の一途を辿っており、知的財産権紛争と一般の民事紛争との実体的、手続的な差異もより顕著に現れるため、知的財産権紛争の予防ないし処理の全過程において、より専門的なリーガルサポートが求められる。知的財産権保護については、「転ばぬ先の杖」の用意にも、事後手当の検討にも、専門的知識を持つ弁護士の早期介入は肝要だと考えられる。

以上

中国方達法律事務所

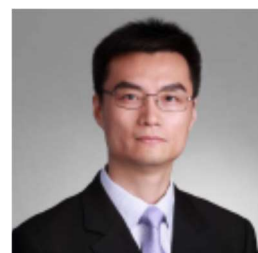
1993 年に設立された中国トップクラスの総合法律事務所の 1 つである。投資・通商、キャピタルマーケット、独禁法、個人情報とデータセキュリティ、コンプライアンス、知的財産権、紛争処理等中国・香港法全般のサービスを提供し、クライアントの幅広いニーズに迅速で的確に対応できる体制を整備している。

中国方達法律事務所パートナー・知財チーム

中国弁護士 胡 震遠 (コ・シンエン)

専門分野は紛争解決、特に知的財産権法、競争法、独占禁止法、金融法、商事法及びこれらの分野を横断する複雑な紛争解決

2017 年にパートナーとして方達法律事務所に入所、その前は中級人民法院において 20 年にわたって勤務し、2011 年から知的財産権裁判院及び金融裁判院の副院長を務めていた。



中国方達法律事務所カウンセラー・日本業務チーム

中国弁護士 金 曉特 (キン・ギョウトク)

専門分野は、会社買収・合併、外商投資、知的財産、紛争解決、一般会社法務、特に日中間の投資案件や知的財産案件、日系会社法務の方面において豊富な経験を有する。

2016 年に方達法律事務所に入所、その前は有名な中国法律事務所の日本業務チームにて勤務、計 10 年近くの実務経験を有する。



⁶ (2020)最高法知民終 1667 号、(2018)浙民初 25 号。

(ご参考) チャイナ関連情報一覧

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

タイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 つ)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 4 号(四月号)(2022/4/11) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/china/pdf/R512-0148-XF-0105.pdf 第 5 号(五月号)(2022/5/2) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0149-XF-0105.pdf 第 6 号(六月号)(本誌)
みずほインサイト&Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	2022年中国経済は力強さ欠くスタート～インフラ投資等の景気対策が頼みの綱～(2022/4/19) https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as220419.pdf 香港政府トップに李家超氏が就任へ(2022/5/9) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as220509.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.116(2022/1/6) 「新たな時代に向かう欧州」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html Vol.117(2022/3/10) 「アジア～目が離せない今後の行方」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2203-2204.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 607 号(2022/5/18) 上海市における操業再開の動き https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0659-XF-0105.pdf 第 608 号(2022/5/23) グレーターベイエリアの「前海深港現代型サービス業合作区」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0660-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 121 号(2022/4/29) 22 年 3 月～4 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0121-XF-0105.pdf 第 122 号(2022/5/20) 22 年 4 月～5 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0122-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	不定期	中国自動車業界レポート(2022/4/21) 22 年 3 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0067-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/5/23) 22 年 4 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0068-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン(西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大廈23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連經濟技術開發区出張所

遼寧省大連市大連經濟技術開發区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大廈22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号

TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号樓30樓
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字樓19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮办公楼8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One Hong Kong Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。